

年度業務実績評価シート(国立環境研究所、21年度用)

中期目標	中期計画	年度計画	評価項目及び評価の方法、視点等	実績	評価(S~D)	評価理由、根拠等
第2 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置				A:適切	(総合評価項目)
1.環境研究に関する業務					A:適切	(総合評価項目)
(1)環境研究の戦略的な推進					A:適切	
①我が国における環境研究の中核的機関として、国民の安全・安心への要求や国際社会への貢献に対する環境政策の着実な実施を科学的侧面から支援するための調査・研究に継続的かつ機動的に取り組むため、学際的かつ総合的で質の高い環境研究を進め、自ら主体的に関与することが求められる環境研究を選択し、重点的に取り組む。具体的には、環境基本計画、科学技術基本計画、「環境研究・技術開発の推進戦略について」(平成18年3月、中央環境審議会答申)等が推進を求めている分野及び環境省等の環境政策において求められている分野を踏まえ、持続可能な社会の実現を目指して、特に推進すべき4つのプログラムを選択し、資源を重点的に配分する。 ②予防的・予見的な観点から環境研究に取り組むことにより、新たに発生する重大な環境問題に対し、原因究明、対策立案等において科学的観点から迅速に貢献できるよう、先導的・基盤的研究について国内最上位の水準を保つよう努める。 ③高い研究の質を確保し、創造的な研究活動を展開するためには、あらゆる局面で競争原理が働き、個人及び研究グループの能力が最大限に發揮されるシステムを構築することが有効である。このため引き続き所内において切磋琢磨して研究を実施する環境の醸成に努める。具体的には、競争的な外部研究資金を積極的に確保するほか、所内においても、所内公募と評価に基づき運営される所内公募研究制度を引き続き実施するなど、意欲及び能力を向上させる研究環境を充実する。	我が国における環境研究の中核的機関として、持続可能な社会の実現を目指し、学際的かつ総合的で質の高い環境研究を進め、環境政策への貢献を図るために、以下のように環境研究を戦略的に推進する。 ①国民の安全・安心への要求や国際社会への貢献に対する環境政策の着実な実施を科学的侧面から支援するための調査・研究に継続的かつ機動的に取り組むため、学際的かつ総合的で質の高い環境研究を進め、自ら主体的に関与することが求められる環境研究を選択し、重点的に取り組む。具体的には、環境基本計画、科学技術基本計画、「環境研究・技術開発の推進戦略について」(平成18年3月、中央環境審議会答申)等が推進を求めている分野及び環境省等の環境政策において求められている分野を踏まえ、持続可能な社会の実現を目指して、特に推進すべき4つのプログラムを選択し、資源を重点的に配分する。 ②予防的・予見的な観点から環境研究に取り組むことにより、新たに発生する重大な環境問題に対し、原因究明、対策立案等において科学的観点から迅速に貢献できるよう、先導的・基盤的研究について国内最上位の水準を保つよう努める。 ③高い研究の質を確保し、創造的な研究活動を展開するためには、あらゆる局面で競争原理が働き、個人及び研究グループの能力が最大限に発揮されるシステムを構築することが有効である。このため引き続き所内において切磋琢磨して研究を実施する環境の醸成に努める。	我が国における環境研究の中核的機関として、持続可能な社会の実現を目指し、学際的かつ総合的で質の高い環境研究を進め、環境政策への貢献を図るために、以下のように環境研究を戦略的に推進する。	環境研究の戦略的な推進のため、以下の視点を重視して環境研究に関する業務を実施した。なお、研究業務の詳細な実施状況は、後述する事項の(2)に記載する。 1. 独立行政法人国立環境研究所憲章の下での環境研究の推進 今日、環境研究及びそれを扱う研究者が多様化する一方、国立環境研究所(以下「国環研」という。)を含む独立行政法人に対し大きな社会的関心が注がれており、自らの理念、行動理念を明確にして環境研究を推進する必要がある。このため、平成18年4月に制定した「独立行政法人国立環境研究所憲章」の下で引き続き環境研究を推進した。 2. 重点研究プログラムの推進 全地球的な環境の健全性を確保し、持続可能な社会を構築するため、10年先に在るべき環境や社会の姿及び課題を見越して、環境政策に資するため、国環研が集中的・融合的に取組むべき研究課題として4つの重点研究プログラムを設定し、資源を重点的に配分した。 3. 先導的・基盤的研究の推進 長期的な視点に立って先見的な環境研究に取組むとともに、新たに発生する重大な環境問題、長期的・予防的に対応すべき環境問題に対応するため、8つの基盤的な調査・研究分野において、研究を推進した。また、国環研内外の様々な研究の効率的な実施及び研究ネットワークの形成に資するため、知的研究基盤の整備を行った。 4. 環境技術研究への取組み 環境技術研究に関しては、外部の競争的資金等を活用して実施した。環境省の競争的資金では環境技術開発等推進費で自然共生型都市の設計・評価など9課題、地球温暖化対策技術開発事業で洋上風力発電など2課題の研究を実施した。 5. 所内公募制度による研究の推進 若手研究者の育成を図るとともに、所内公募研究制度の活用により、先導的な研究の発掘・育成、競争的な環境の下での基盤的研究の推進に努めた。 6. 内外の環境研究機関等との連携・協力 (1)国内の研究機関等との連携・協力 1)企業、国立研究所・独立行政法人等との間で共同研究契約を締結し、共同研究を実施した。また、27の地方環境研究所との間でも共同研究を進めた。さらに、企業等から受託研究を19件(18件)、研究奨励寄附金を11件(8件)受けるなど企業等との連携を図った。 2) (社)日本自動車工業会との間では、15年～19年度に実施した自動車排出ガスに起因するナノ粒子の生体影響に関する共同研究に引き続き、20年度から自動車排出ガスによる生体影響に関する共同研究を進めている(20年7月8日に覚書締結)。 3) 大学との間で教育・研究交流の実施について取り決めた交流協定等は、継続・更新も含めて19件(20年度改定:1件)である。人的交流としては、研究者が大学の客員教員・非常勤教員となるほか、大学から客員研究員や研究生の受入等を行っている。	A:適切	他機関との共同研究が大幅増となり、海外の研究機関との連携も進展しているなど、着実な連携・協力が進められ、環境研究の戦略的な推進が図られている。今後は、相手機関や人材の質の確保、長期的な研究体制の確保など、次期中期計画に向けて検討すべきである。	

中期目標	中期計画	年度計画	評価項目及び評価の方法、視点等	実績	評価(S~D)	評価理由、根拠等	
④国環研のリーダーシップにより、内外の環境分野の研究機関との連携・協力を推進する。国内においては、他の研究機関(独立行政法人、大学、地方自治体環境研究機関、民間企業等)との共同研究を通じて環境研究全体のレベルアップを図る。また、環境問題には国境がなく、その解決のためには国際的な取組が不可欠となることから、海外の研究者、研究機関及び国際研究プログラムとの積極的な連携を推進するとともに、国際的な環境問題に対応するための研究活動の国際化、環境技術の国際交流などに取り組む。第2期中期目標期間においては、研究協力協定等に基づく国際共同研究等の多様性を高め、第1期中期目標期間に比べて実施数を増加させることとする。	④国環研のリーダーシップにより、内外の環境分野の研究機関との連携・協力を推進する。国内においては、他の研究機関(独立行政法人、大学、地方自治体環境研究機関、民間企業等)との共同研究を通じて環境研究全体のレベルアップを図る。また、環境問題には国境がなく、その解決のためには国際的な取組が不可欠となることから、海外の研究者、研究機関及び国際研究プログラムとの積極的な連携を推進するとともに、国際的な環境問題に対応するための研究活動の国際化、環境技術の国際交流等に取り組む。特に我が国と密接な関係にあるアジア地域等において、国環研が中心となって環境研究の国際的な連携を確保する。具体的には、以下の取組を進め。 <ul style="list-style-type: none"> ・海外の研究機関との研究を円滑に進める観点から、研究協力協定等に基づく国際共同研究等を推進することとし、第2期中期目標期間終了年度末の協定数を、第1期中期目標期間終了年度末の協定数から1.3倍に増加させる。 ・海外からの研究者・研修生の受入数について、第2期中期目標期間中の合計数を、第1期中期目標期間中の合計数から増加させる。 ・国際機関・国際研究プログラムに積極的に参画し、国際的な環境研究の推進に貢献する。 	④独立行政法人国立環境研究所(以下「国環研」という。)のリーダーシップにより、内外の環境分野の研究機関との連携・協力を推進する。国内においては、他の研究機関(独立行政法人、大学、地方自治体環境研究機関、民間企業等)との共同研究を通じて環境研究全体のレベルアップを図る。また、環境問題には国境がなく、その解決のためには国際的な取組が不可欠となることから、海外の研究機関との研究を円滑に進める観点から、研究協力協定等に基づく国際共同研究等を推進することとし、平成20年度末の協定数を、第1期中期目標期間終了年度末の協定数から1.3倍に増加させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・海外からの研究者・研修生の受入数について、平成20年度の合計数を、第1期中期目標期間中の年平均数から増加させる。 	・内外の環境分野の研究機関との連携・協力状況(第2期中期目標期間の終了年度末の研究協定数を第1期中期目標期間終了年度末の協定数から1.5倍にする。第2期中期目標期間中の海外からの研究者・研修生の受入の合計数を、第1期中期目標期間中の合計数から増加させる。)	4) 環境関係の国立研究所・独立行政法人の連絡調整・情報交換の場として「環境研究機関連絡会」が設置されており、20年1月20日に「第6回環境研究機関連絡会成果発表会(テーマ「無駄のない社会をつくる一資源循環の『見える』化ー」)」を東京において開催した。 5) 全国環境研協議会と連携して、21年2月18日、19日に第24回全国環境研究所交流シンポジウム(テーマ「揮発性有機化合物(VOC)の動態と健康影響」)を開催するとともに、地方環境研究所との協力に関する検討会を開催した。 (2) 海外の研究機関等との連携・協力 1) 二国間の環境保護協力協定及び科学技術協力協定の枠組み等のもとで、10ヶ国(平成19年度末10ヶ国)の研究機関と連携して、41件(35件)の国際共同研究を実施している。また、海外の機関との間で締結した文書に基づく共同研究等は13カ国、1国際機関を相手側として、27件(平成19年度末10件)となっている。この他、21年1月に打ち上げられた温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)のデータの校正、検証などのデータ質評価と、データ利用研究の促進を目的として行われた研究公募(第1回)に係る共同研究協定は9カ国28件となっている。 2) 海外からの研究者・研修生については、職員・契約職員が38名、客員研究員等の受入れが33名であった。この他、国際協力機構(JICA)の研修員や視察者等を含め、合計443名(第1期中期目標期間中の年平均数393名)を受け入れ年度目標を達成した。 (3) 国際的な活動に対する参加・協力 1) UNEP、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)、OECD等の国際機関の活動やGEOS(全地球観測システム)10年実施計画等の国際研究プログラムに積極的に参画するとともに、AsiaFluxネットワーク、GIO(温室効果ガスインベントリオフィス)、GCP(グローバルカーボンプロジェクト:16年4月から)の事務局としての活動等の取組を進めた。 2) 気候変動枠条約締約国会議の公式オブザーバーとして、20年12月のCOP14/CMP4(ボーランド)にNGOとして参加し、メイン会場に専用ブースを設置して研究活動をアピールするとともに、サイドイベントとして「持続可能な低炭素アジア-2013年以降の次期枠組交渉を如何に変えられるか」を開催した。 3) 国立環境研究所、韓国国立環境科学院及び中国環境科学研究院は、16年2月、日韓中3カ国における環境研究において重要な役割を有するこれら3研究機関の機関長が協力して北東アジア地域の環境研究の推進を図ることに合意し、毎年三カ国環境研究機関長会合(TPM)を持ち回りで開催してきた。 20年度は国立環境研究所がホストとなり、第5回会合を札幌で開催し、新たな優先協力分野として、気候変動(生態影響、適応等)及び固形廃棄物(3R、リスク管理等)を加えること、研究者の交流を活発化すること等に合意した。また、北海道環境科学センターの研究者も参加する「有害化学物質による環境汚染に関する国際ワークショップ」を併せて開催した。			

中期目標	中期計画	年度計画	評価項目及び評価の方法、視点等	実績	評価(S~D)	評価理由、根拠等
(2)研究の構成			中期計画の達成に向けて、以下の研究より構成する。	研究構成及びこれに沿った業務内容の実施状況等	A:適切	(総合評価項目)
①重点研究プログラム					A:適切	
ア.地球温暖化研究プログラム	10年先の在るべき環境や社会の姿及び課題を見越して、環境政策立案に資するため、国環研が集中的・融合的に取り組むべき研究課題として、以下の4つの重点研究プログラムを設定する。各プログラムは別表に掲げる中核研究プロジェクトを中心に重点的に予算と研究者の配分を行い、それぞれの方向性、到達目標の達成を図る。	全地球的な環境の健全性を確保し、持続可能な社会を構築するために、10年先に在るべき環境や社会の姿及び課題を見越して、環境政策に資するため、国環研が集中的・融合的に取り組むべき研究課題として、以下の4つの重点研究プログラムを設定する。 各プログラムは、中核研究プロジェクトを中心に重点的に予算と研究者の配分を行い、別表1のとおり設定した中核研究プロジェクトの方向性、到達目標の達成を図る。これらのほか、重点研究プログラムと関連する関連研究プロジェクト(別表2)及び重点研究プログラムにおけるその他の活動(別表3)を実施する。	全地球的な環境の健全性を確保し、持続可能な社会を構築するために、10年先に在るべき環境や社会の姿及び課題を見越して、環境政策に資するため、国環研が集中的・融合的に取り組むべき研究課題として、地球温暖化研究プログラム、循環型社会研究プログラム、環境リスク研究プログラム、環境リスク研究プログラム、アジア自然共生研究プログラムの4つの重点研究プログラムを推進する。各プログラムは、別表1のとおり設定した中核研究プロジェクトの方向性、到達目標の達成を図る。これらのほか、重点研究プログラムと関連する関連研究プロジェクト(別表2)及び重点研究プログラムにおけるその他の活動(別表3)を実施する。	以下の重点特別研究プロジェクトの実施状況・成果等 (第三者の評価・意見を踏まえた評価) ・地球温暖化研究プログラム ・循環型社会研究プログラム ・環境リスク研究プログラム ・環境リスク研究プログラム ・アジア自然共生研究プログラム	1. 重点研究プログラム、基盤的な調査・研究活動及び知的研究基盤の整備 (1) 重点研究プログラム、知的研究基盤の整備及び基盤的な調査・研究活動については、年度計画に基づいて適切に実施したところである。 (2) これらの実施内容については、21年4月の外部研究評価委員会による評価を受け、全体として高い評価を得た。	4つの重点研究プログラムについて は、外部評価においても高い評価を受けている。また、評価結果を受けて研究テーマの見直しを適宜行うなど、改善も図られており、着実に進捗している。今後は、各プロジェクト間の連携や、政策貢献に至るまでの一貫した研究体制の更なる構築など、個々のプロジェクトの推進のみならず、より有機的な連携が求められる。
イ.循環型社会研究プログラム						
ウ.環境リスク研究プログラム						

中期目標	中期計画	年度計画	評価項目及び評価の方法、視点等	実績	評価(S~D)	評価理由、根拠等
エ.アジア自然共生研究プログラム	エ.アジア自然共生研究プログラム ・アジアの大気環境評価手法の開発 ・東アジアの水・物質循環評価システムの開発 ・流域生態系における環境影響評価手法の開発					
②基盤的な調査・研究活動	<p>長期的な視点に立って、先見的な環境研究に取り組むとともに、新たに発生する重大な環境問題及び長期的、予見的・予防的に対応すべき環境問題に対応するため、環境研究の基盤となる研究及び国環研の研究能力の向上を図るために基盤的な調査・研究、創造的・先導的な研究及び手法開発(以下、「基盤的な調査・研究」という。)を充実させる。具体的には、安全・安心・快適な社会環境の創造、化学分析の高度化、環境ストレスの健康影響評価とその手法、都市域から地球規模に至る大気環境の管理、流域圏の環境管理、生態系と生物多様性の保全・管理、地球環境の監視・観測手法及び資源循環・廃棄物対策に関する研究について、基盤的な調査・研究を環境政策との関連を明確にしながら推進する。</p> <p>長期的な視点に立って、先見的な環境研究に取り組むとともに、新たに発生する重大な環境問題及び長期的、予見的・予防的に対応すべき環境問題に対応するため、環境研究の基盤となる研究及び国環研の研究能力の向上を図るために、以下の基盤的な調査・研究、創造的・先導的な研究及び手法開発(以下、「基盤的な調査・研究」という。主な調査・研究活動は別表4を参照。)を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会環境システム研究 ・化学環境研究 ・環境健康研究 ・大気圏環境研究 ・水土壤圏環境研究 ・生物圏環境研究 ・地球環境研究 ・資源循環、廃棄物管理研究 	<p>長期的な視点に立って、先見的な環境研究に取り組むとともに、新たに発生する重大な環境問題及び長期的、予見的・予防的に対応すべき環境問題に対応するため、環境研究の基盤となる研究及び国環研の研究能力の向上を図るために、以下の基盤的な調査・研究活動の実施状況及び成果等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な社会を構築するための政策提言に結びつく研究等 ・様々な化学分析の高度化、複合化の推進・分析手法のシステム化等 ・環境ストレスがヒトに及ぼす健康影響の評価に関する研究等 ・大気環境計測・解析手法の開発・高度化、大気中での化学・物理過程のモデル化、大気微量成分の分布と動態解明に関する研究等 ・水循環に関する長期モニタリング、現象解明、影響評価、対策効果に関する研究等 ・生態系の構成要素の保全、及び要素間の相互作用に関する研究等 ・地球環境の監視・観測技術やデータベースの開発、高度化に関する研究等 	<p>2. 所内公募制度を活用した先導的・基盤的な研究</p> <p>(1) 競争的な環境の下での基盤的研究の推進を図るため、所内公募による「特別研究」及び「奨励研究」実施した。</p> <p>(2) 特別研究は、プロジェクト型の研究（概ね3年以内、年2,000万円以内）であり、一方、奨励研究は、先導的・基盤的な研究（年300万円程度）及び長期モニタリング（5年以内、年1,000万円程度）を対象とし、若手研究者の育成も視野において研究である。特別研究については、内部の研究評価委員会により事前評価・採択、外部研究評価委員会により事後評価を行っている。奨励研究については、事前評価・採択、事後評価のいずれについても内部の研究評価委員会で行っている。</p>	A:適切	8分野の基盤的な調査研究において、外部評価を積極的に活用して高い評価を得ており、着実に進展している。基盤的研究の段階から、政策貢献に向けた研究へのステップを常に意識し、次なる重点プログラムにつなげていくことが必要である。	

中期目標	中期計画	年度計画	評価項目及び評価の方法、視点等	実績	評価(S~D)	評価理由、根拠等
③知的研究基盤の整備					A:適切	知的財産基盤の整備については、地球環境モニタリング、標準試料作成など、外部評価においても高い評価を得ており、着実な基盤整備が図られている。こうした業務は国立環境研究所にしかできないものであり、我が国全体の中での役割についてしっかり議論していくべき。
国環研内外の様々な研究の効率的な実施及び研究ネットワークの形成に資するため、地球環境の戦略的なモニタリングとデータベース構築、資源循環・廃棄物管理、環境リスクに関するデータベース等の作成、環境標準試料等の作製、環境試料の長期保存(スペシメンバンキング)、絶滅の危機に瀕する野生生物種の細胞・遺伝子の保存等により知的研究基盤の整備を行う。これらの知的研究基盤については、可能な範囲で、研究所内外の関係機関を始めとして、広く一般の利用に供する。さらに、我が国における環境測定等に関する標準機関(レファレンス・ラボラトリー)としての機能を強化する。 例えば、環境保全に有用な環境微生物等の保存については、中期目標中に、1,500株(現在1,000株)の保存、絶滅の危機に瀕する野生生物200種の体細胞、生殖細胞及び遺伝子の保存、絶滅の危機に瀕する水生植物50種の保存を実施する。	国環研内外の様々な研究の効率的な実施及び研究ネットワークの形成に資するため、以下のような知的研究基盤の整備(別表5)を行う。これらの知的研究基盤については、可能な範囲で、国環研内外の関係機関を始めとして、広く一般の利用に供する。また、地球環境のモニタリングに関しては、第2期期間中に衛星による温室効果ガス・モニタリングデータの関係機関への提供開始を目指す。 ア.環境標準試料及び分析用標準物質の作製並びに環境試料の長期保存(スペシメンバンキング) イ.環境測定等に関する標準機関(レファレンス・ラボラトリー)としての機能の強化 ウ.環境保全に有用な環境微生物の探索、収集及び保存、試験用生物等の開発及び飼育・栽培並びに絶滅の危機に瀕する野生生物種の細胞・遺伝子保存エ.地球環境の戦略的モニタリングの実施、地球環境データベースの整備、地球環境研究の総合化及び支援 オ.資源循環・廃棄物管理に関するデータベース等の作成 カ.環境リスクに関するデータベース等の作成	知的研究基盤の整備状況及び所外への提供状況 (環境研究基盤技術ラボラトリーにおける下記の状況) ・環境標準試料・分析用標準物質の作製及び環境試料の長期保存 ・環境測定等に関する標準機関としての機能 ・環境微生物の探索・収集及び保存、絶滅の危機に瀕する野生生物種の細胞・遺伝子の保存等 (地球環境研究センターにおける下記の状況) ・地球環境のモニタリングの実施、地球環境データベースの整備、地球環境研究の総合化及び支援	(再掲) 1. 重点研究プログラム、基盤的な調査・研究活動及び知的研究基盤の整備 (1) 重点研究プログラム、知的研究基盤の整備及び基盤的な調査・研究活動については、年度計画に基づいて適切に実施したところである。			
③研究の評価	③研究課題の評価・反映				A:適切	優れた専門家で構成される外部評価委員会が適切に機能し、結果も公表されるなど、充実した評価がなされている。今後更なる改善に向け、評価基準の明確化、評価委員への外国人の登用について検討することが望まれる。評価結果の反映については、対処方針が取りまとめられるなど、適切に行われている。
	研究成果を適切に評価することは、国民に対する説明責任を果たすためだけでなく、研究の重点的・効率的な推進及び質の向上、研究者の意欲の向上、環境政策への的確な貢献等を図る上で極めて重要である。また、評価結果を適切に予算、人材等の配分にフィードバックすることにより、研究を更に重点的・効率的に行うことにつなげるという好循環を生起させる。	研究課題について、研究評価を実施するための要領を作成し、これに基づき国環研内及び外部専門家による評価を行い、その結果を研究活動に適切にフィードバックする。 具体的には、以下のとおり研究評価を実施する。	研究課題について、研究評価を実施するための要領を作成し、これに基づき国環研内及び外部専門家による評価を行い、その結果を研究活動に適切にフィードバックする。 具体的には、以下のとおり研究評価を実施する。	・外部専門家による外部研究評価の実施及び結果の公表状況 ・評価結果の研究資源の配分等の業務運営の的確な反映状況 1. 外部評価と評価結果の公表 評価要領に基づき、外部専門家を評価者とする外部研究評価委員会を設置し、同委員会による外部研究評価を受けた。今回、外部研究評価を受けたのは、重点研究プログラム、基盤的な調査・研究活動及び知的研究基盤の整備(年度評価)、平成20年度までに終了した特別研究(事後評価)であり、全体として高い評価を得た。奨励研究については、所内に設置した研究評価委員会で評価を行った。		

中期目標	中期計画	年度計画	評価項目及び評価の方法、視点等	実績	評価(S~D)	評価理由、根拠等
・研究所内の評価のほか、外部専門家を評価者として選任し、評価方法を定めた実施要領に基づいて適正に外部研究評価を実施し、その結果を公表する。 ・評価結果を、研究資源の配分等業務運営に的確に反映させる。 ・個別の研究課題の評価は、研究の直接の結果(アウトプット)とともに、国内外の環境政策への反映、環境研究への科学的貢献等、得るべき成果(アウトカム)についても評価する。 ・評価の方法に関しては、①科学的、学術的な観点、②環境問題の解明・解決への貢献度、③環境行政や国際的な貢献度等の観点から、合理的な指標を定め、各業務を総合的に評価する方法を設定する。また、基盤的な調査・研究においても、上記の観点から、国環研の役割を明確にして、客観性のある方法で評価を行い、結果を公表する。	・国環研内の評価のほか、外部専門家を評価者として選任し、評価方法を定めた実施要領に基づいて適正に外部研究評価を実施し、その結果を公表する。 ・評価結果を、研究資源の配分等業務運営に的確に反映させる。なお、第2期中期計画の中間年度である平成20年度に、進捗状況や社会的要請の変化を踏まえ、中核研究プロジェクトを見直すこととする。 ・個別の研究課題の評価は、研究の直接の結果(アウトプット)とともに、国内外の環境政策への反映、環境研究への科学的貢献等、得るべき成果(アウトカム)についても評価する。 ・評価の方法に関しては、①科学的、学術的な観点、②環境問題の解明・解決への貢献度、③環境行政や国際的な貢献度等の観点から、合理的な指標を定め、各業務を総合的に評価する方法を設定する。また、基盤的な調査・研究においても、上記の観点から、国環研の役割を明確にして、客観性のある方法で評価を行い、結果を公表する。	・国環研内の評価のほか、外部専門家を評価者として選任し、評価方法を定めた実施要領に基づいて適正に外部研究評価を実施し、その結果を公表する。	なお、評価の結果については、本報告書の資料編に掲載したほか、研究所のホームページで公開する予定である。 2. 評価結果の反映 (1) 外部研究評価の結果については、これを今後の研究の進め方等に反映させるため、所内において検討を行い、今後の研究の進め方等について、今後の展望／対処方針としてとりまとめたところである。 (2) 中核研究プロジェクトについては、平成20年5月に外部研究評価委員会により中間評価を受け、その結果を踏まえてプロジェクト経費の再配分を行った。さらに、昨年度の独立行政法人評価委員会において「今後は、相対的に高い評価とならなかつた中核研究プロジェクトについて、その原因を分析し、改善されることを期待する。」とされたことを受けて、環境リスク研究プログラム中核研究プロジェクト1及び2について、研究内容の見直しを行った。 3. 個別の研究課題の評価 評価要領において、社会・経済への効果(アウトカム)や波及効果(インパクト)について評価を行うべきことを定めており、今後、適切に評価を行っていく。 4. 評価の方法 (1) 評価要領及び年度計画に従い、①科学的、学術的な観点、②環境問題の解明・解決への貢献度、③環境行政や国際的な貢献度等の観点など、個別の観点及び総合的な観点から研究評価を行った。 (2) 基盤的な調査・研究活動においても、同様の観点から、国環研の役割を明確にして、客観性のある方法で評価を行った。 (3) なお、平成24年度に開始されることとなる追跡評価実施に向け、評価の方法等について予備的な検討を開始した。			
2.環境情報の収集・整理・提供に関する業務	環境研究に関する情報、環境行政に関する情報その他の環境に関する国内外の情報を収集・整理し、国民に分かりやすく伝えるため、国内外の関係機関等との連携を確保しつつ、国環研の研究体制及び業務の充実を図る。	国民及び事業者の環境問題に関する理解を深め、自発的な環境保全活動等を促進する上で、環境に関する正確な情報の提供は不可欠である。このため、国内・国外の環境情報を体系的に収集・整理し、インターネット等を通じて、できるだけ分かりやすく提供する。なお、情報の提供に当たっては、利用者との双方向的コミュニケーションの充実に努めることとする。			A:適切	(総合評価項目)

中期目標	中期計画	年度計画	評価項目及び評価の方法、視点等	実績	評価(S~D)	評価理由、根拠等		
	(1)環境に関する総合的な情報の提供		<p>国民の環境保全活動の推進等のため、様々なセクターが提供する環境情報を収集し、インターネット等を通じてそれを広く案内・提供する。このため、環境情報のポータルサイト(総合案内所)を目指したホームページを整備・運用する。提供情報が正確で分かりやすく有用なものとなるよう、利用者のニーズの把握、必要な情報素材の効率的な収集、収集した情報素材の適切な整理・加工等に努める。また、環境問題に関する質問とその回答、環境問題に関するイベント情報の提供等利用者同士の交流の場としての活用がより充実するよう、適宜、ホームページの機能追加等を行う。これらにより、第2期中期目標期間終了年度における関連ホームページの利用件数(ページビュー)が、第1期中期目標期間終了年度に比べ5割以上の増加となることを目指す。</p>	<p>環境情報のポータルサイト(総合案内所)について、引き続き、正確で分かりやすく有用な情報の提供に努めるとともに、情報提供の一層の充実のため、コンテンツを追加する。</p> <p>これにより、平成20年度における環境情報のポータルサイト(総合案内所)の利用件数(ページビュー)が、平成19年度に比べ1割以上の増加となることを目指す。</p> <p>また、様々な環境情報の所在、内容などの情報源情報を収集・整理し、必要とする情報を検索・利用することができる環境情報提供システムを構築するため、その予備調査、システム設計等を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 様々なセクターが提供する環境情報の収集及びインターネットなどを通じての案内・提供状況 環境情報のポータルサイトを目指したホームページの整備・運用・機能追加(第2期中期目標期間終了年度における関連ホームページ利用件数を、第1期中期目標期間終了年度に比べ5割以上の増加を目指す。) 	<p>1. これまで環境情報を広く案内するとともに、市民の情報交流の場を提供してきたE I Cネットの国環研としての運用を平成19年9月に取りやめ、同年10月から、環境保全に関する研究・技術開発に係る情報をはじめ、幅広い情報を提供する「環境研究技術ポータルサイト」の運用を開始した。同ポータルサイトでは、平成20年度に(2)で記載する環境研究・環境技術に関する情報と併せて、公的機関や企業から発信されている環境情報、研究集会や技術セミナー等の環境研究・環境技術に関するシンポジウム・イベント情報を提供している。</p> <p>2. 中期計画に基づき、様々なセクターが提供する環境情報を収集し、インターネット等を通じて広く案内・提供するため、環境情報のニーズ等を勘案し、新たに環境情報を検索・利用できる機能を含む環境情報提供システムを検討し、その一部コンテンツの作成に着手した。</p>	A:適切	新しいコンテンツの積極的開発等が奏功し、環境技術ポータルサイトの利用件数が2.1倍増という成果を得たことは高く評価できる。要因分析を行い、今後の対応につなげていくとともに、環境に関心のある関係者に対し、新規情報をリアルタイムで配信するなど、一層国民に情報提供していく方法を検討すべきである。
	(2)環境研究・環境技術に関する情報の提供				S : 特優(目標以上or困難目標)	<p>ポータルサイトの使いやすさの向上や、コンテンツの充実によるのではないかと推測されるが、研究・技術関係の情報に関するHPの利用件数が2.3倍に増大するという大きな成果を上げており、情報の整備・発信に努めている。なお、(1)、(2)は区分せず評価するのが適当であり、次期中期計画において反映すべきである。</p>		

中期目標	中期計画	年度計画	評価項目及び評価の方法、視点等	実績	評価(S~D)	評価理由、根拠等
	(3)環境の状況等に関する情報の提供				A:適切	自動車CO2排出マップ等新規コンテンツの追加、認知度向上に努めるなどにより、目標として掲げた利用件数の1割増を達成し、着実な進展が図られた。
			<p>我が国の大気汚染、水質汚濁等の環境の状況に関する基本的なデータについて、データベース化を進めるとともに、それらを地図やグラフの形で分かりやすく表示する環境国勢データ地理情報システム(環境G I S)の整備・運用を行う。環境G I Sの整備・運用に当たっては、利用者のニーズや使いやすさを考慮したコンテンツの拡充、機能強化等に努める。</p> <p>また、環境G I Sの基盤を活用するなどして、環境省等他機関の情報提供システムの開発・運用に係る受託・請負業務を行う。</p> <p>これらにより、第2期中期目標期間終了年度における関連ホームページの利用件数(ページビュー)が、第1期中期目標期間終了年度に比べ5割以上の増加となることを目指す。</p>	<p>・環境国勢データ地理情報システム(環境GIS)の整備・運用・機能強化(第2期中期目標期間終了年度における関連ホームページ利用件数を、第1期中期目標期間終了年度に比べ5割以上の増加を目指す。)</p> <p>また、環境G I Sの基盤を活用するなどして、環境省等他機関の情報提供システムの開発・運用に係る受託・請負業務を行う。</p> <p>これらにより、平成20年度における関連サイトの利用件数(ページビュー)が、平成19年度に比べ1割以上の増加となることを目指す。</p>	<p>1. 「環境G I S」の既存コンテンツの運用を行うとともに、新しいコンテンツとして、「東アジアの広域大気汚染マップ」と「大気汚染予測システム」の一般公開を開始した。これらのコンテンツは、アジア自然共生研究グループが実施した大気汚染予測と観測の研究成果を活用し、わかりやすく提供を行うものである。</p> <p>2. 「大気汚染予測システム」は、平成20年4月から一般公開を開始した。本サイトは、光化学オキシダントなどの当日と翌日の大気濃度予測図を提供しており、関東地域は、5km高精度の予測を行っている。本年度は、引き続き、関西地域の高精度予測ができるよう開発を行った。</p> <p>3. 「東アジアの広域大気汚染マップ」は、平成21年2月から一般公開を開始した。本サイトは、黄砂、広域大気汚染、酸性雨などの情報を総合的に提供するサイトであり、わかりやすくまとめて閲覧できるようにした。</p> <p>4. 平成20年に整備された以下のデータを各コンテンツに追加した。 「大気汚染状況の常時監視結果」(平成18年度測定結果を追加)「公共用水域の水質測定結果」(平成18年度測定結果を追加)「生活環境情報」(平成19年度調査結果(騒音・振動・悪臭を追加))「有害大気汚染物質マップ」(平成19年度調査結果を追加)「ダイオキシンマップ」(平成19年度調査結果を追加)「全国自動車交通騒音マップ」(平成19年度調査結果を追加)</p> <p>5. 「大気汚染状況の常時監視結果」及び「公共用水域の水質測定結果」を掲載するサイトの操作性の改善を行い、ビジュアル性を高め、地図上の測定ポイントから、経年(月)グラフがワンクリックで閲覧できるようにリニューアルした。</p> <p>6. 地域の環境情報のG I S化を促進することを目的として、地方環境研究所と連携し、環境調査G I S支援ツールの開発に着手した。本アプリケーションは、インターネット上でG I S基本機能を提供し、各自が保有する環境調査研究データのG I S化を図るとともに、国環研と地方環境研究所とのコミュニケーションサイトを構築し、G I Sに関する技術情報の交換・G I Sデータの相互利用等を進めるものである。</p> <p>7. 環境省から下記の5件の業務の委託・請負を受け、システムの運用管理、新規機能の追加など、それぞれの業務を適切に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自動車交通騒音情報の整備・管理業務 ② 生活環境情報総合管理システムの整備業務 ③ 全国水生生物調査結果解析業務 ④ ダイオキシン類環境情報調査データベース運営業務 ⑤ 有害大気汚染物質マップ整備業務 	
	3.研究成果の積極的な発信と社会貢献の推進				A:適切	(総合評価項目)
	(1)研究成果の提供等				A:適切	プレスリリース、研究論文の発表数等の実績が大幅に増大しており、研究成果の発信に優れた成果を上げたものと評価できる。国立環境研究所のホームページのアクセス数については頭打ち状態であり、ポータルサイトの見やすさを追求するなど、改善が望まれる。なお、目標として研究論文の発表数を掲げているが、その「質」の評価も重要な要素になってくることに留意すべき。また、研究成果の提供においては、発表論文の項が重要であるから、実績報告書の書式はこれを冒頭に持ってくるよう改めるべきである。
			<p>環境問題に関する科学的理解と研究活動についての国民の理解の向上を図るために、研究活動・研究成果の積極的な発信に努める。その際、専門的知識を持たない主体に対しても、分かりやすく正確に説明できるよう、インタープリテーション機能(翻訳・解説機能)の強化に努める。</p> <p>国環研の広報にあたっては、年度ごとに広報計画を策定し、種々の広報手段を用いて様々な主体のニーズに応じた情報を適切に提供する。さらに、地域社会に根ざした法人としての役割と責任を踏まえた広報活動にも心がける。</p>			
			<p>市民の環境保全への関心を高め、環境問題に関する科学的理解と研究活動の理解の増進を図るために、プレスリリースや公開シンポジウム等を通じ、研究活動・研究成果の積極的な発信に努める。その際、環境研究の専門的知識を持たない主体に対しても、研究成果やその活用可能性を分かりやすく正確に説明できるよう、インターパリテーション機能(翻訳・解説機能)の強化に努める。</p> <p>国環研の広報にあたっては、職員の意識向上を図るとともに、年度ごとに広報計画を策定し、種々の広報手段を用いて様々な主体のニーズに応じた情報を適切に提供する。さらに、地域社会に根ざした法人としての役割と責任を踏まえた広報活動にも心がける。これらの広報活動については、外部専門家の意見も聴取しつつ、より効果的なものとなるよう努める。</p> <p>具体的には、以下により研究活動・研究成果に関する情報を幅広く提供する。</p>			

中期目標	中期計画	年度計画	評価項目及び評価の方法、視点等	実績	評価(S~D)	評価理由、根拠等
具体的には、調査・研究の成果を・研究所年報の発行(会計年度終了後概ね3ヶ月以内)・研究成果報告書の発行(研究終了後概ね6ヶ月以内)等により公開・提供するほか、広報誌やインターネットを介して国民に分かりやすい形で広く普及する。また、個別の研究成果については、学会誌、専門誌等での誌上発表や、関連学会、ワークショップ等での口頭発表等を通じて普及を図ることとし、国環研全体として、第2期中期目標期間中の査読付き発表論文数、誌上発表件数及び口頭発表件数を、それぞれ第1期中期目標期間中の合計数より増加させる。	<p>①マスメディアやインターネットを通じた情報の提供</p> <p>ア.研究活動・研究成果に関する正確で、新鮮かつ興味深い情報をマスメディア(プレスリリース)、インターネット等を通じて積極的に発信する。(具体的には、第2期中期目標期間中のプレスリリース件数の合計数を、第1期中期目標期間中の2倍にするとともに、第2期中期目標期間終了年度における国環研ホームページの利用件数(ページビュー)が、第1期中期目標期間終了年度に比べ5割以上の増加となることを目指す。)</p> <p>イ.インターネットの特性を活かし、利用者との双方向的な情報交換にも留意した迅速かつ頻繁な情報提供に努める。</p> <p>ウ.ホームページから研究者向けの有用なデータ等をダウンロードできる機能を充実し、幅広い主体への研究成果の普及を念頭に置いたコンテンツ作成を行う。</p> <p>エ.収集データを分かりやすく解析・加工したコンテンツ、社会的に関心の高いテーマについて、研究成果等を踏まえ、分かりやすく解説するコンテンツ、子ども向けのコンテンツ</p>	<p>①マスメディアやインターネットを通じた情報の提供</p> <p>ア. 研究活動・研究成果に関する正確で、新鮮かつ興味深い情報をマスメディア(プレスリリース)、インターネット等を通じて積極的に発信する。具体的には、平成20年度のプレスリリース件数の合計数を、第1期中期目標期間の年平均数の2倍にするとともに、平成20年度における国環研ホームページの利用件数(ページビュー)が、第1期中期目標期間終了年度に比べ5割以上の増加となることを目指す。</p> <p>イ. インターネットの特性を活かし、利用者との双方向的な情報交換にも留意した迅速かつ頻繁な情報提供に努める。</p> <p>ウ. ホームページから研究者向けの有用なデータ等をダウンロードできる機能を充実し、幅広い主体への研究成果の普及を念頭に置いたコンテンツ作成を行う。</p> <p>エ. 収集データを分かりやすく解析・加工したコンテンツ、社会的に関心の高いテーマについて、研究成果等を踏まえ、分かりやすく解説するコンテンツ、子ども向けのコンテンツ</p>	<p>・マスメディアやインターネットを通じた情報の提供</p> <p>(第2期中期目標期間中のプレスリリース件数の合計数を、第1期中期目標期間中の2倍にするとともに、第2期中期目標期間終了年度における国環研ホームページの利用件数(ページビュー)が、第1期中期目標期間終了年度に比べ5割以上の増加とする。)</p>	<p>1. 研究活動・研究成果の発信</p> <p>(1) プレスリリースの20年度実績は40件であり、13年度から17年度までの年間平均件数である15件と比較して2.7倍となり(資料20)、年度目標の2倍を達成した。また、プレスリリース対応も含め、マスメディアからの取材に積極的に応じた結果、当研究所の研究が紹介・言及されたテレビ等の報道・出演は82件(144件)、新聞報道は549件(474件)になっている。</p> <p>(2) 所内研究ユニット等とも連携し、研究所ホームページを通じて国環研の最新情報や研究成果・データベースの提供を行った。</p> <p>(3) 20年度は、トップページ及び「研究への取り組み」を案内するページなどを一新し、4重点プログラムのより明確な発信とともに、研究成果を多彩なコンテンツとして公開し、研究所ホームページからの情報の提供を推進した。</p> <p>(4) 20年度における国環研ホームページの利用件数(ページビュー)は、約2,795万件(2,937万件)であった。17年度の件数に比べて13%増加しているものの、19年度の9.5%であった。</p> <p>2. インターネットの特性を生かした情報提供</p> <p>新たに「国立環境研究所ビデオライブラリ」を開設し、所員による講演・講義などの録画・編集を行い、ホームページより提供を開始した。</p> <p>3. 研究者向けのデータ提供</p> <p>研究者向けのデータ提供については、化学物質の環境中濃度を予測する環境多媒体モデルや生態毒性予測システムなどの専門性の高いコンテンツの提供を開始した。これらのシステムは、パソコン版のダウンロードサービスを備え、基礎データとプログラムを提供するものであり、産学官の研究者等の期待に応えるものである。</p> <p>4. 収集データを分かりやすく解析・加工したコンテンツ</p> <p>連載記事「研究の現場から」、メディアに取り上げられた研究テーマを紹介する「トピックス」などの新しいコンテンツを公開し、研究所の最新のわかりやすい情報の提供に努めた。</p>		
	<p>②刊行物等を通じた研究成果の普及</p> <p>対象に応じた刊行物、パンフレット等を作成し、研究活動・研究成果の解説・普及に努める。</p> <p>ア.研究報告、特別研究報告、業務報告</p> <p>イ.年報(日本語版・英語版)</p> <p>ウ.最新の研究成果を分かりやすく解説した研究情報誌「環境儀」(年4回)、「国立環境研究所ニュース」(年6回)等</p> <p>エ.各種パンフレット・ニュースレター</p>	<p>②刊行物等を通じた研究成果の普及</p> <p>対象に応じた刊行物、パンフレット等を作成し、研究活動・研究成果の解説・普及に努める。</p> <p>ア. 研究報告、特別研究報告、業務報告</p> <p>イ. 年報(日本語版・英語版)</p> <p>ウ. 最新的研究成果を分かりやすく解説した研究情報誌「環境儀」(年4回)、「国立環境研究所ニュース」(年6回)等</p> <p>エ. 各種パンフレット・ニュースレター</p>	<p>・刊行物などを通じた研究成果の普及</p>	<p>1. 研究所の研究成果等を刊行する際の刊行規程に基づき、研究報告書等を刊行した。</p> <p>2. 研究成果をリライトし、国民各層に分かりやすく普及するための研究情報誌「環境儀」については、20年度において以下の4号を発行した(各3,500部)。また毎年4月に実施している読者向けアンケート調査結果を踏まえ、専門的な用語についてはコラムやメモ欄を使って、さらに理解しやすい編集に努めた。</p> <p>3. 国立環境研究所ニュースについては、各号1,400部、年6回発行し、国環研における最新の研究活動を紹介した。</p> <p>4. 国立環境研究所第2期中期計画の内容を踏まえた総合パンフレットを作成し、新しい研究体制に基づく研究内容・成果を積極的に紹介した。</p> <p>5. 公開シンポジウム2008の内容を紹介するDVDビデオを作成し、新たにホームページに掲載するとともに希望者への頒布、視察対応等に活用した。</p> <p>6. そのほか、地球環境研究センターニュース(月1回、各2,900部発行)、循環型社会・廃棄物研究センターオンラインマガジン「環環」の発行、環境リスクセンターサイト「リスク村Meiのひろば」の更新等により、研究活動、研究成果の紹介、普及に努めた。</p>		
	<p>③発表論文、誌上発表及び口頭発表の推進</p> <p>個別の研究成果の発表について、論文の質も考慮しつつ、第2期中期目標期間中の査読付き発表論文数、誌上発表件数及び口頭発表件数を、それぞれ第1期中期目標期間中の合計数より増加させる。</p>	<p>③発表論文、誌上発表及び口頭発表の推進</p> <p>個別の研究成果の発表について、論文の質も考慮しつつ、平成20年度の査読付き発表論文数、誌上発表件数及び口頭発表件数を、それぞれ第1期中期目標期間中の合計数より増加させる。</p>	<p>・発表論文、誌上発表及び口頭発表の推進状況(第2期中期目標期間中の査読付き発表論文数、誌上発表件数及び口頭発表件数を、それぞれ第1期中期目標期間中の合計数より増加させる。)</p>	<p>20年度の査読付き発表論文数、誌上発表件数及び口頭発表件数は、それぞれ408件、619件及び1,238件であった。これは、13年度から17年度までの年間平均値(査読付き347件、誌上580件、口頭1,063件)のそれれ1.18倍、1.07倍及び1.16倍に相当し、年度目標を達成した。</p>		

中期目標	中期計画	年度計画	評価項目及び評価の方法、視点等 実績	評価(S~D)	評価理由、根拠等
(2)研究成果の活用促進				A:適切	産学官交流など他機関との連携が適切に推進され、特許等の取得・活用のための支援の取組も進展しており、概ね適切な成果を上げている。
産学官交流の促進等を通じて、研究成果の活用促進を図り、研究結果を社会に移転させる取組を推進する。	産学官交流の促進等を通じて、研究成果の活用促進を図り、研究結果を社会に移転させる取組を推進する。	産学官交流の促進等を通じて、研究成果の活用促進を図り、研究結果を社会に移転させる取組を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・産学官交流の促進等を通じた研究成果の活用促進状況 ・知的財産に係る管理機能の強化による知的財産の創出及び適正な管理の充実を図り、研究成果を社会に移転させる取組を推進する。 	<p>1. 企業及び大学との共同研究、大学との教育・研究交流等を通じ、産学官交流の座を開催したいとした促進に努めた。具体的には、上智大学と連携して全14回の環境科学特別講座を開催した。また、国の審議会への参画、各種委員会で指導的役割を果たすことなどを通じ、研究所の科学的知見を環境政策の検討に活かすよう努めた。</p> <p>2. さらに、独立行政法人国立環境研究所微生物系保存施設を通じて、保存株を教育、研究開発のためのリソースとしてさまざまな企業等へ分譲している。</p> <p>3. 「独立行政法人国立環境研究所職務発明規程」に基づき、20年度は3件（8件）の発明を職務発明に認定するとともに、これらについて特許出願の手続きを行っている。また、20年度に7件（1件）の特許等が登録された。20年度末現在で、国内及び外国特許40件、実用新案権0件、意匠権3件、商標権1件を登録している。</p> <p>また、法律特許事務所と顧問契約を締結し、特許等の取得や実施許諾に係る法的な判断が必要な事項についての相談、取得された特許等の活用等のための契約内容に関する相談等が行えるよう知的所有権の取得・活用のための支援を引き続き行っている。</p>	
(3)社会貢献の推進				A:適切	公開シンポジウムや研究所の一般公開など、国民への普及・啓発活動に努力しており、適切な取組がなされている。客層の分析等を通じて今後の活動にフィードバックするとともに、アンケート結果等について実績報告書に記載すべきである。
国環研の研究成果の国民への普及・還元を通じて、社会に貢献するよう努める。具体的には成果発表会・公開シンポジウムの開催(年1回以上)、一般的国民を対象とした見学会の積極的な実施と対応及び普及啓発、並びに各種のシンポジウム、ワークショップ等の実施や参画を通じた成果の分かりやすい説明及び環境教育活動への取組を一層進める。	国環研の研究成果の国民への普及・還元を通じて、社会に貢献するよう努める。具体的には、以下の取組を推進する。 ①研究成果の国民への普及・還元 環境問題に対して、科学的に解明されている範囲を分かりやすく説明することにより社会における情報不足に対する不安を取り除くとともに、現状で最も考えられる解決策を提示する。	国環研の研究成果の国民への普及・還元を通じて、社会に貢献するよう努める。具体的には、以下の取組を推進する。 ①研究成果の国民への普及・還元 環境問題に対して、科学的に解明されている範囲を分かりやすく説明することにより社会における情報不足に対する不安を取り除くとともに、現状で最も考えられる解決策を提示する。	<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果の国民への普及・還元状況(公開シンポジウム、研究施設公開、各種イベント、プログラムの参画、視察・見学者への対応) 	<p>1. 公開シンポジウム（研究成果発表会） 国立環境研究所公開シンポジウム2008「温暖化に立ち向かう—低炭素・循環型社会をめざしてー」をメルパルクホール（東京、20年6月21日）及び道新ホール（札幌、同6月28日）で開催し、それぞれ、733名、225名の参加を得た。シンポジウムでは、研究所の研究成果等に関する5つの講演と21テーマのポスター発表を行った。また、講演内容の分かりやすさ等についてアンケートを実施した。なお、講演に用いた資料等については、ホームページに掲載するなど、フォローアップも行った。</p> <p>2. 一般公開 (1) 20年4月19日(土)及び7月26日(土)、つくば本所で研究所の一般公開を行った。来訪者数は、それぞれ419名及</p>	

中期目標	中期計画	年度計画	評価項目及び評価の方法、視点等	実績	評価(S~D)	評価理由、根拠等
	<p>ア.公開シンポジウム(研究成果発表会)、研究施設公開の実施 イ.各種イベント、プログラムへの参画 ウ.研究所視察者・見学者の対応</p>	<p>ア.公開シンポジウム(研究成果発表会)、研究施設公開の実施 公開シンポジウムと研究施設公開を実施し、最新の研究成果について、研究者から直接市民にメッセージを発信する(2回実施)。 イ.各種イベント、プログラムへの参画 (ア)シンポジウム、ワークショップ等の開催又はそれらへの参加に努める。 (イ)若い世代に環境研究の面白さを伝えるための各種プログラムに積極的に参画する。 (ウ)環境省とも連携し、環境保全を広く国民に訴えるイベントに積極的に参画する。 ウ.研究所視察者・見学者の対応 (ア)つくば本部内の見学コースを設置し、増大する見学対応の要望にこたえる。 (イ)常設展示室等を含め、国環研来所者に対する研究成果の解説手法の充実を更に検討する。</p>		<p>び4,627名であった。 (2)7月の一般公開では、公共交通機関による来所を推進するため、19年度に引き続き産業技術総合研究所と連携して無料循環バス「環境研・産総研号」を運行した。この試みはつくば地区的交通社会実験として環境研究の一助ともなった。</p> <p>3. 各種イベント、プログラムへの参画 (1)第3回アジアにおける廃棄物管理の改善と温室効果ガス削減(SWGA)に関するワークショップ(京都市)、太陽から地球までシンポジウム(北海道陸別町)など、各種シンポジウム、ワークショップ等を開催した。 (2)環境研究・環境保全に関するイベント、展示会等に積極的に協力した。</p> <p>4. 研究所視察者・見学者への対応 (1)20年度における視察者・見学者の受入状況は次のとおりである。 国内(学校・学生、市民、企業、官公庁等) : 92件 1,752人 海外(政府機関、研究者、JICA研修員等) : 42件 372人 (2)見学対応による研究者等への負担を軽減し、一層の効率化を図りつつ対応能力を向上させる必要があることから、企画部門スタッフによる説明対応を充実させるとともに、施設見学用のパンフレット、DVD、パネル、展示物等の整備、改善を進めた。</p>		
	<p>②環境教育及び環境保全の取組の推進 ア.環境問題の解決のためには、社会構造やライフスタイルの変革等市民の具体的な行動に結びつけることが重要であることから、第1の2の環境情報の提供のほか、積極的な啓発活動・環境教育に取り組む。 イ.環境問題に取り組む市民やNGO等に対して、適切な助言を行うほか、必要に応じて共同研究を実施すること等により一層の連携を図り、地域や社会における環境問題の解決に貢献する。</p>	<p>②環境教育及び環境保全の取組の推進 ア.環境問題の解決のためには、社会構造やライフスタイルの変革等市民の具体的な行動に結びつけることが重要であることから、第1の2の環境情報の提供のほか、積極的な啓発活動・環境教育に取り組む。 イ.環境問題に取り組む市民やNGO等に対して、適切な助言を行うほか、必要に応じて共同研究を実施すること等について検討する。</p>	<p>・環境教育及び環境保全の取組の推進状況(積極的な啓発活動・環境教育の実施、市民やNGO等との連携)</p>	<p>高校生など次代を担う青少年を対象に、環境保全に関する普及・啓発・教育を目的として、サイエンスキャンプ等の教育プログラム等に積極的に参画した。また、要請に応じて研究者を講師として派遣して環境保全に関する講義を行い、「つくば科学出前レクチャー」をはじめとして環境保全活動を行う学校や市民を支援した。</p>		
(4)環境政策立案への貢献	<p>環境省等が開催する各種会議への参画等を通じて、国環研の研究成果が環境政策立案に貢献するように努める。具体的には、各種審議会等に委員として参加する職員について、第2期中期目標期間中の延べ人数を、第1期中期目標期間中の延べ人数より増加させ、研究成果の環境政策への反映に努める。</p>	<p>環境省等が開催する各種会議への参画等を通じて、国環研の研究成果が環境政策立案に貢献するように努める。具体的には、各種審議会等に委員として参加する職員について、第2期中期目標期間中の延べ人数を、第1期中期目標期間中の延べ人数より増加させ、研究成果の環境政策への反映に努める。また、環境分野に関連する科学技術等の政策立案についても、関係審議会等への参画を通じて幅広く貢献する。</p>	<p>・研究成果による環境政策立案の貢献状況(各種審議会等に委員として参加する職員について、第2期中期目標期間中の延べ人数を、第1期中期目標期間中の延べ人数より増加させる。)</p>	<p>20年度における国の審議会等への職員の参加状況は、465件の審議会等に延べ656人の職員が参画し、参加延べ人数は、第1期中期目標期間中の終了年度の566人を超える年目標を達成した。例えば、下記のような審議会への参画等において、国環研の研究成果や知見を提示することにより環境政策の立案に積極的な貢献を果たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化問題に関する懇談会中期目標検討委員会ワーキングチームへの参画による中期目標の選択肢の策定への貢献 ・中央環境審議会での化学物質審査規制法の見直し、水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定の見直しなどの審議 ・関係行政機関における検討会、専門部会への参画による貢献 	A:適切	<p>各種審議会、その他の検討会等へ積極的な参画が進められているとともに、第20回国立環境研究所部会(平成22年7月9日)の参考資料7に見られるように環境政策への寄与について成果を上げている。ただ、こうした記述は実績報告書に記載すべき。また、政策貢献については、研究者個人だけでなく、組織的に対処することが重要であり、こうした体制づくりも検討すべきである。</p> <p>なお、評価に当たっては、研究成果等がどう国の政策に活かされるかという観点から行える方法を検討すべきである。</p>

中期目標	中期計画	年度計画	評価項目及び評価の方法、視点等	実績	評価(S~D)	評価理由、根拠等
第3 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置				A:適切	(総合評価項目)
1.戦略的かつ機動的な組織の編成					A:適切	
<p>独立行政法人化の要請である効率化と環境研究等の充実・強化の両立を図るために、次の諸点に留意しつつ、適切な体制の確立を図る。</p> <p>なお、体制については、絶えず検討を行い、必要に応じ見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点研究プログラムへの重点的な研究者の配置と、各研究領域における基盤的な調査・研究の充実を同時に進める体制を確保するなど、当該体制は、第2に掲げる目標を確実に達成できるものとすること。 理事長の指導のもと、独立行政法人としての自立した運営が可能な組織とすること。特に管理部門については、業務の見直し、業務分担の整理等により業務の効率化を図り、研究企画・推進機能を強化すること。 	<p>国環研の資源を戦略的かつ機動的に活用し、独立行政法人化の要請である効率化と環境研究等の充実・強化の両立を図るために、適切な研究組織及びその支援体制等の編成を行う。</p> <p>(1)重点研究プログラムを集中的に推進するための体制を整備する。</p> <p>(2)基盤的な調査・研究、創造的、先導的研究及び手法開発に取り組むために必要な研究領域を置く。</p> <p>(3)国環研内外の様々な研究の効率的な実施や研究ネットワークの形成に資するため、知的研究基盤の体制を整備する。</p> <p>(4)環境保全に関する国内及び国外の情報の収集、整理及び提供を行う体制を整備する。</p> <p>(5)そのほか、国環研の活動を戦略的に支える企画・評価体制、効率的な運営や知的財産を適切に管理するための体制、広報・アウトリーチ活動を実施する広報体制、コンプライアンスの徹底のための業務管理体制を再整備する。</p> <p>なお、体制については、絶えず検討し、必要に応じ見直しを行い、理事長の指導のもと、独立行政法人としての自立した運営が可能な組織とする。特に管理部門については、業務の見直し、業務分担の整理等により業務の効率化を図り、研究企画・推進機能を強化すること。</p>	<p>国環研の資源を戦略的かつ機動的に活用し、独立行政法人化の要請である効率化と環境研究等の充実・強化の両立を図るために、適切な研究組織及びその支援体制等の編成を行う。</p> <p>また、国環研の活動を戦略的に支える企画・評価体制、効率的な運営や知的財産を適切に管理するための体制、広報・アウトリーチ活動を実施する広報体制、コンプライアンスの徹底のための業務管理体制の再整備を図る。特に管理部門については、業務の見直し、業務分担の整理等により業務の効率化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 重点研究プログラムを集中的に推進するための体制の整備・運営状況 基盤的な調査・研究、創造的、先導的研究及び手法開発に取り組む体制の整備・運営状況 国環研内外の様々な研究の効率的な実施や研究ネットワークの形成に資するための知的研究基盤の体制の整備・運営状況 環境保全に関する国内及び国外の情報の収集、整理及び提供を行う体制の整備・運営状況 国環研の活動を戦略的に支える企画・評価体制、効率的な運営や知的財産を適切に管理するための体制、広報・アウトリーチ活動を実施する広報体制、コンプライアンスの徹底のための業務管理体制の整備・運営状況 適正な組織運営のため、監事の在り方も含めた、内部統制体制の状況 	<p>1. 研究組織の編成</p> <p>(1) 中期計画に基づく4つの重点研究プログラムについては、前年度と同様に以下のセンター又はグループがそれぞれ担当し、これらの組織に研究者を重点的に配置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化研究プログラム 地球環境研究センター 循環型社会研究プログラム 循環型社会・廃棄物研究センター 環境リスク研究プログラム 環境リスク研究センター アジア共生研究プログラム アジア自然共生研究グループ <p>(2) また、研究組織は18年度に52室に削減し、20年度は19年度に引き続き同じ組織で運営した。</p> <p>2. その他の組織・体制の整備</p> <p>(1) コンプライアンスに関しては、研究上の不正行為（データ、研究結果等のねつ造、改ざん及び盗用）に対する必要な措置について、「独立行政法人国立環境研究所における研究上の不正行為の防止等に関する規程」を定め、インターネット、新規採用者オリエンテーション等において周知徹底を図った。</p> <p>(2) 研究費の不正使用を防止するため、「独立行政法人国立環境研究所における会計業務に係る不正防止に関する規程」を平成19年9月に定め、所内の責任体制等を整備するとともに、インターネット、新規採用者オリエンテーション等において周知徹底を図った。</p> <p>(3) 科学研究費補助金等の執行管理について、平成20年度から企画部において競争的資金の一元管理を行い、管理の効率化を図った。</p>		<p>組織内の周知徹底も含め、コンプライアンスを図るために体制の維持・充実が図られており、概ね適切な取組がなされている。契約研究員等の人員数が常勤研究員数を超えるなど、人事管理の面で難しい局面を迎えており、一層のコンプライアンス強化が必要である。</p>

中期目標	中期計画	年度計画	評価項目及び評価の方法、視点等	実績	評価(S~D)	評価理由、根拠等	
2.人材の効率的な活用			<p>国内外の学界、産業界等から幅広く優れた研究者の登用を図ること等により、既存の人材の活性化・有効活用を含め、流動的で活性化された研究環境の実現に留意した人事管理を行い、人材の効率的活用を図る。</p> <p>人材の活用、育成に際しては、以下の点について、配慮し、検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非公務員型の独立行政法人としてのメリットを活かした柔軟な採用や人事交流の推進 ・多様で多才な個々の研究者が意欲と能力を發揮できる環境の形成 ・研究者のキャリアパス及び併用制度の在り方 ・多様な雇用形態の人材間の調和 管理部門については、研修制度の充実や専門的な知識・能力を有する外部人材の活用等により、事務処理能力の向上を図る。 	<p>長期的な研究戦略及び社会ニーズに基づく戦略的・機動的な組織編成を踏まえ、人的資源の重点的配分を行うほか、国内外の学界、産業界等からの幅広く優れた研究者の登用を図ること等により、既存の人材の活性化・有効活用を含め、流動的で活性化された研究環境の実現に留意した人事管理を行い、人材の効率的活用を図る。その際、以下の点について、配慮し、検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非公務員型の独立行政法人としてのメリットを活かした柔軟な採用や人事交流の推進 ・多様で多才な個々の研究者が意欲と能力を発揮できる環境の形成 ・研究者のキャリアパス及び併用制度の在り方 ・多様な雇用形態の人材間の調和 ・女性研究者の積極的な採用 <p>管理部門については、研修制度の充実や財務会計、人事、広報等の幅広い分野において高度技能専門員の積極的な活用を図るなどにより事務処理能力の向上に努める。</p> <p>職務業績評価については、本人の職務能力の向上や発揮、国環研の的確な業務遂行に資するよう適宜見直しを行う。</p>	<p>1. 研究部門における人材活用</p> <p>(1) 人的資源の重点配分</p> <p>中期計画に基づく4つの重点研究プログラムを担当する3つのセンター及び1つのグループに対し研究者を重点的に配置した。</p> <p>(2) 研究系職員（常勤職員）の採用・転出の状況</p> <p>20年度においては、研究系職員2人（うち、任期付研究員1人、女性2人）を新たに採用し、これらはすべて公募により幅広く採用を行った。また、任期満了となる任期付研究員2人を公募によらずバーマネット研究員として採用した。一方で大学への転出等は7人（うち任期付研究員は2人）であった。</p> <p>(3) 研究系契約職員及び共同研究者等の確保</p> <p>高度な研究能力を有する研究者や独創性に富む若手研究者等を、NIES特別研究員、NIESフェロー、NIESボスドクフェロー、NIESアシスタントフェロー、NIESリサーチアシスタントとして採用を行った。20年度末の人員は195人であり、前年度（200人）に比し約3%減となった。</p> <p>外部との連携を図るため、国内外の大学、研究機関等から特別客員研究員13人、客員研究員272人を委嘱・招へいするとともに、共同研究員80人、研究生105人を受け入れた。</p> <p>2. 管理部門における人材活用</p> <p>(1) 20年度に実施した22の研修のうち、管理部門の職員を対象とした17の研修を実施した。</p> <p>(2) また、企画部にNIESフェロー1名、高度技能専門員2名、また総務部に高度技能専門員3名、シニアスタッフ2名を配置し、事務処理能力の向上を図った。</p> <p>(3) 管理部門の職員の人数は20年度末で40人であり、19年度末と同人数であった。</p> <p>3. 職務業績評価など職務能力向上のための取組</p> <p>今年度においても、職員の職務活動について、面接による目標設定と業績評価を行う職務業績評価を実施した。19年度職務業績の評価結果については、20年度の6月期業績手当及び昇給に反映させた。</p>	A:適切	人件費削減の制約がある中で、時代の要請に応えようと様々な工夫を凝らしており、人材の効率的な活用が図られている。一方で、契約研究員、高度技能専門員等の増加に伴い、研究レベルの維持、複雑な人事管理等の課題が生じてくる可能性がある。一研究所では対処しがたい課題でもあり、そろそろこうした厳しい現状について社会に働きかけていくことも考えていく必要がある。
3.財務の効率化			<p>予算の経済的な執行を行い支出の削減に努め、第2期中期目標期間においては、運営費交付金に係る業務費のうち、毎年度業務経費については1%以上、一般管理費については3%以上の削減を目指す。また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、第2期中期目標期間において人件費削減の取組を行うとともに、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。</p> <p>さらに、文書の電子化の更なる推進や会計処理等の事務の効率化に資する新たなシステムの導入、業務・事務フローの点検等により、事務処理の迅速化・効率化に努める。</p> <p>・予算の経済的な執行を行い支出の削減に努め、第2期中期目標期間においては、運営費交付金に係る業務費のうち、毎年度業務経費については1%以上、一般管理費については3%以上の削減を目指す。また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、第2期中期目標期間において人件費を5%以上削減するとともに、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。</p> <p>・文書の電子化の更なる推進や会計処理等の事務の効率化に資する新たなシステムの導入、業務・事務フローの点検等により、事務処理の迅速化・効率化に努める。</p> <p>・受託収入（競争的な外部研究資金及び受託業務収入）については、国環研の目的、使命に良く合致した資金であるか否かを吟味した上で、その確保に努め、着実な運営に努めることとする。特に、競争的な外部資金の第2期中期目標期間中の年平均額は、第1期中期目標期間中の年平均額と同等程度またはそれ以上を確保する。このため、競争的な外部研究資金の獲得を促進する方策を講じることとする。・国環研の知的・物的能力を、業務の支障のない範囲で、所外の関係機関に対して提供して收入を得ること等により、円滑な財務運営の確保に努める。</p>	<p>・予算の経済的な執行及び支出の削減状況（第2期中期目標期間中に、運営費交付金に係る業務費のうち、毎年度業務経費については1%以上、一般管理費については3%以上の削減を目指す。また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、第2期中期目標期間中に人件費を5%以上削減するとともに、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。）</p> <p>・人件費の削減状況（第2期中期目標期間中に人件費を5%以上削減）</p> <p>・国家公務員と比べた給与水準の状況</p> <p>・事務処理の迅速化・効率化の状況</p> <p>・競争的資金及び受託業務費等の自己収入の確保状況（競争的な外部資金の第2期中期目標期間中の年平均額は、第1期中期目標期間中の年平均額と同等程度またはそれ以上を確保する。）</p> <p>・研究所の知的・物的能力の所外提供及びその収入の確保状況</p> <p>・契約に係る規程類の整備状況及び、その運用状況</p> <p>・契約事務手続きによる執行体制や審査体制の状況</p> <p>・監事による、入札・契約の適正</p>	<p>1. 予算の経済的な執行</p> <p>(1) 業務費については、20年度予算は、19年度に対し業務経費△1%、一般管理費△3%の方針のもと6,633,028千円であった。20年度の執行額は、6,419,748千円であり、予算額を213,280千円下回った。</p> <p>(2) 人件費（退職手当、法定福利費を除く、以下同じ）については、17年度における決算額から△3%削減を趣旨とする額2,335,376円に対し、20年度は、2,277,848千円あり、57,528千円下回った。</p> <p>(3) 電気・ガスなどの光熱水費については、省エネルギー対策等の推進に努め、使用量の削減を図ったが、電気等の単価料金の値上げにより約77百万円の増額となった。</p> <p>(4) 利益剰余金は、184百万円であり、その内訳は以下のとおりである。</p> <p>74百万円：前中期目標期間繰越積立金 121百万円：積立金 10百万円：当期末処理損失</p> <p>なお、通則法第44条第3項に基づく目的積立金の申請は行っていない。これは中期計画に掲げる剰余金の使途に該当する事業がなかったためである。</p> <p>当期総損失については、自己財源で取得した固定資産の減価償却費等の損失、ファイナンス・リース取引等による利益が主な要因であり、業務運営に問題等があつて計上したものではない。</p> <p>2. 会計事務処理の迅速化・効率化</p> <p>19年度税制改正に伴い減価償却制度が見直され、20年4月1日以降に取得した有形固定資産については改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更するとともに、20年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により残存価額に到達した事業年度の翌事業年度より、残存価額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、</p>	B:概ね適切	人件費の削減については計画どおり進捗しているが、業務費については目標をわずかに達成していない。また、自己収入についても競争的資金の獲得は増えたものの、全体として目標額に到達していない。契約の見直しについては、規程の見直し等様々な努力を続け、一般競争入札の比率が増えるなど一定の成果を上げているが、研究機関の特性を考えるとやむを得ない部分があるとはいえ、一者応札率が高止まりである状況も見られ、更なる透明性・競争性の確保のための工夫が求められる。

中期目標	中期計画	年度計画	評価項目及び評価の方法、視点等	実績	評価(S~D)	評価理由、根拠等	
	提供して収入を得ること等により、円滑な財務運営の確保に努める。		<p>な実施についてのチェック状況 ・当期総利益(又は当期総損失)発生の要因分析の状況 ・利益剰余金(又は繰越欠損金)の計上妥当性の検証状況 ・運営費交付金債務と業務運営との関係についての分析状況</p>	<p>減価償却費に含めて計上するために、「財産管理システム」の機能を更新し、事務処理の効率化を図った。また、新たな会計システムについては、20年8月から管理部門の連絡会議の下でワーキンググループを設置し、21年1月から、研究ユニットとも連携しつつ、業務フローの再点検等を行い、事務処理の迅速化・効率化が図られるものとしていくための検討を開始した。</p> <p>3. 受託収入等自己収入の確保</p> <p>(1) 20年度においては、受託収入等自己収入として総額3,641百万円(対前年度70百万円減)を確保した。</p> <p>(2) 自己収入の拡充に向けた取組みの一環として、職員の派遣(講演等の講師や技術指導等「環境の保全」を目的としたものに限る。)等を受託業務として実施することができるよう、受託業務規程の一部を見直す等の検討を進めている。</p> <p>(3) 競争的な外部資金の獲得額は1,833百万円であり、対前年度127百万円増を確保したものの第1期中期計画中の年平均額(2,170百万円)を下回った。競争的な外部資金の獲得について、所内において予備ヒアリングを行うなど、目標達成に向けて努力している。</p> <p>(4) このほか、文部科学省科学研究費補助金等の研究補助金については、136件、580百万円の交付を得た。なお、これらの研究補助金(いわゆる競争的資金)は、研究代表者に交付される補助金であり、研究機関に交付されるものではないことから、事務経費としての間接経費97百万円を除き、研究所の収入には算入していない。</p> <p>4. 知的・物的資源の所外貢献として、引き続き、環境標準試料や微生物保存株等の有償分譲を行い、20年度における収入は1,288万円(1,188万円)であった。この他、20年度において、国際特許出願している「細胞培養基質及び細胞接着蛋白質またはペプチドの固相化標品」について、特許実施許諾契約により26万円(26万円)、書籍(いま地球がたいへん)の印税分として2万円(1万円)の収入があった。</p> <p>5. 契約</p> <p>(1) 契約事務については、19年12月に策定した「随意契約の見直し計画」に伴い、原則として一般競争入札に移行していく。一般競争入札等は、18年度の51件、4,386百万円から、実質見直しの初年度となる20年度と比較すると、件数で179件(351%)の増、金額ベースで1,842百万円(42%)の減となっている。これは、18年度におけるスーパーコンピュータ契約などの債務負担行為(将来にわたる債務を負う契約)が大きく寄与しているため、金額による単純比較はできないものの、件数ベースにおいては、着実に「随意契約見直し計画」の成果が現れている。</p> <p>また、これら一般競争入札の件数増加に伴う事務作業の激増に対して、契約業務に携わる人員の体制に変化はないが、業務分担の見直し等により対応している。なお、随意契約を行おうとするときは、所内に設置された契約審査委員会を適宜開催(20年度延べ24回開催、134件を審査)し、随意契約の可否を判断している。随意契約の承認が得られたもののうち、契約書の再委託条項等により再委託を行っているものは4件あるが、「公共調達の適正化について」(18年8月25日財計第2017号)を踏まえた再委託の承認手続きを行っているところであり、これら4件については、いずれも事前に再委託に係る申請を受けた上で、第三者への再委託理由と当初契約の随意契約理由との齟齬がないか、再委託先として妥当であるか等を審査し承認している。</p> <p>(2) 「独立行政法人における契約の適正化について」(20年1月14日総務省行政管理局長・事務連絡)における、 ①一般競争入札における公告期間の下限を国と同様の基準とすること ②指名競争入札限度額を国と同様の基準とすること ③予定価格の作成・省略できる基準を国と同額の基準とすること</p>			

中期目標	中期計画	年度計画	評価項目及び評価の方法、視点等	実績	評価(S~D)	評価理由、根拠等
				<p>④総合評価落札方式、企画競争及び公募を実施する場合の要領・マニュアルの整備 ⑤包括的隨契条項又は公益法人隨契条項については、恣意的な運用を排除するため、これらに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定めること ⑥総合評価方式や複数年度契約に関する規定を会計規程等に定めること</p> <p>等の意見に対する対応状況は、①～③は、契約事務取扱細則に既に規定済みであり、④も、会計規程等の整備に先駆け、20年4月に「研究開発、調査及び広報の事業に関する入札に係る総合評価落札方式による契約手続きについて」及び「企画競争方式による契約手続きについて」を定めている。⑤及び⑥は、会計規程・契約事務取扱細則に係る所要の改正を21年6月に行った。</p> <p>(3) 「平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」に係る契約情報の公表について（依頼）」（21年1月6日総務省行政管理局管理官事務連絡）をもって要請のあった、競争性のない随意契約等のホームページ上への公表は、以下のアドレスにおいて公表している。 http://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/index.html</p> <p>(4) 20年度における予定価格が100万円を超える契約実績（いわゆる少額随意契約基準額以上の契約）は、契約件数465件のうち、230件について一般競争入札等（不落隨契・企画競争を含む）の競争性のある方法により契約を行った。なお、19年度からの傾向として、随意契約件数、金額とも着実に減少している。その一方で、企画競争については件数、金額とも増えているが、競争入札については件数が増えているものの金額は減少している。これは、19年度から本格的に導入を開始した複数年度契約の影響により、19年度にのみ契約を行い、20年度は契約を行っていない研究施設維持管理業務等によるものである。</p>		
4.効率的な施設運用					A:適切	大型研究施設の計画的な改修等が図られ、適正に運用されている。国立環境研究所は設立以来相当経過しており、老朽化が進んでいる施設について、その管理をどうしていくか、検討が必要である。

施設等の活用状況を的確に把握し、稼働状況に余裕のある施設等がある場合には、その有効活用を図るなど適切な措置を講じるとともに、計画的な施設の保守管理を行う。

・大型研究施設等については、他機関との共同利用や受託業務での利用等を含め効率的かつ計画的な利用を推進する。
 ・研究施設の重点的な改修を含めた計画的な保守管理を行う。
 研究体制の規模や研究内容に見合った研究施設のスペースの再配分の方法を見直すなどにより、研究施設の効率的な利用の一層の推進を図る。

・大型研究施設等については、他機関との共同利用や受託業務での利用等を含め効率的かつ計画的な利用を推進する。
 ・研究施設の重点的な改修を含めた計画的な保守管理を行う。
 研究体制の規模や研究内容に見合った研究施設のスペースの再配分の方法を見直すなどにより、研究施設の効率的な利用の一層の推進を図る。
 ・平成20年度中に東京事務所を廃止する。
 ・平成20年度中に大型実験施設等について、利用状況や成果発信に係る状況を踏まえ、一部廃止を含む見直し計画を策定する。この中で、奥日光フィールド研究ステーションについてはできるだけ早期に廃止する方向で検討する。

・大型実験施設の効率的かつ計画的な利用の推進状況
 ・研究施設の効率的・計画的な保守管理状況
 ・スペースの再配分等による研究施設の効率的な利用の推進状況

1. 大型研究施設等の計画的な利用
 (1) 環境リスク研究棟、水環境保全再生研究ステーションなどの大型研究施設を他機関との共同研究に30件中19件で利用するなど、効率的な施設運用を行った。
 (2) 各研究ユニットからの提案を研究評議委員会において審査し、研究基盤3施設、大型計測機器4基を設置・更新し、効率的、計画的な研究の推進を行った。
 2. 研究施設の保守管理
 20年度においては、以下のような改修等を重点的に行った。
 ・研究本館I耐震改修工事
 ・研究本館II他老朽配管更新等その他工事
 ・特殊計測棟他受電設備更新工事
 ・水環境実験施設耐震改修その他工事
 ・生物環境調節実験施設受電設備更新工事
 3. 研究施設の効率的な利用
 (1) 研究施設のスペースの効率的な利用を図るために、914m²のスペースについて利用再配分を決定した。
 (2) 独立行政法人国立環境研究所スペース課金制度実施規程に基づき、研究所のスペースの合理的な利用と業務の適正かつ効率的な運営を行った。
 (3) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）に従い、平成20年8月末をもって、東京事務所を廃止した。
 (4) 独立行政法人整理合理化計画に従い、大型実験施設等について、利用状況や成果発信に係る状況を鑑み、大型実験施設等見直し計画を策定した。（平成21年3月）この中で、奥日光フィールド研究ステーションについては研究拠点としての利用を平成20年度末までに廃止することとした。また、大型レーザー・レーダー及び資源化プラントについては平成20年度末までに廃止、撤去することとした。更に、大気拡散風洞Bについては、平成20年度末までに施設利用を終了することとした。

中期目標	中期計画	年度計画	評価項目及び評価の方法、視点等	実績	評価(S~D)	評価理由、根拠等
5.情報技術等を活用した業務の効率化					A:適切	所内ネットワークシステムの安定的かつ適切な稼働、コンピュータシステム最適化計画の実施等により、業務効率化の進展が図られている。業務実績報告書の記述については、システム最適化計画のスケジュールと比較して記述すべきである。
所内ネットワークシステムの適切な管理・運用等を行うとともに、各種業務の効率化に資するシステムの開発等を進める。 また、主要な業務・システムの最適化を実現するため、以下の事項に取り組む。	所内ネットワークシステムの適切な管理・運用等を行うとともに、各種業務の効率化に資するシステムの開発等を進める。 また、研究に必要な文献等の効率的な入手のため、電子ジャーナルシステムの利用を促進する。 さらに、主要な業務・システムの最適化を実現するため、以下の事項に取り組む。	所内ネットワークシステムの適切な管理・運用等を行うとともに、各種業務の効率化に資するシステムの開発等を進める。 また、研究に必要な文献等の効率的な入手のため、電子ジャーナルシステムの利用を促進する。 さらに、主要な業務・システムの最適化を実現するための調査検討を行うとともに、「国立環境研究所コンピュータシステム最適化計画」を推進する。	・業務・システムに係る監査及び刷新可能性調査 ・業務・システムに関する最適化計画を策定する。 ・業務・システムに係る監査及び刷新可能性調査を通じ、システム構成及び調達方式の抜本的な見直しを行うとともに、徹底した業務改革を断行し、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を実現する。 ・業務・システムに関する最適化計画を策定する場合には、業務・システムの運営の効率化・合理化に係る効果・目標を数値により明らかにするとともに、策定した計画をインターネット等により公表する。	1. 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(2005年各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)においては、独立行政法人における主要な業務・システムは、その最適化を実現するための計画を策定することとされた。これに基づき策定した、「国立環境研究所コンピュータシステム最適化計画」に則り、業務最適化を実施した。 2. 「独立行政法人国立環境研究所情報セキュリティポリシー」を踏まえ、業務契約に係る情報セキュリティの確保について所内の周知を図るとともに、自己点検調査を実施し、結果を取りまとめた。 3. 管理部門に対し、研究関連情報データベース、講演会等開催申請システム、学会活動登録システム、環境マネジメントシステム、受賞情報登録システム、所外向けセミナー等申し込み受付フォームの開発等の技術支援を行った。 4. 平成20年度は、2009~2011年に購入する学術誌の選定を実施した(3年に1回実施)。今回の選定により当所学術誌の電子ジャーナル化は80%に達した。また、引用文献データベース「Web of Science」と当所購入の電子ジャーナルについてリンクを進め、フルテキストデータベース「Science Direct」などの効率的な電子ジャーナルシステムの運用を行った。研究課題の多様化にともない多くの文献を所外から入手するために、「国立環境研究所文献複写申込書」入力システムをインターネットに構築し、サービスの向上と事務の効率化を図った		
・業務・システムに係る監査及び刷新可能性調査を実施し、必要があれば、平成19年度末までに、業務・システムに関する最適化計画を策定する。 ・業務・システムに係る監査及び刷新可能性調査を通じ、システム構成及び調達方式の抜本的な見直しを行うとともに、徹底した業務改革を断行し、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を実現する。 ・業務・システムに関する最適化計画を策定する場合には、業務・システムの運営の効率化・合理化に係る効果・目標を数値により明らかにするとともに、策定した計画をインターネット等により公表する。	・業務・システムに係る監査及び刷新可能性調査を実施し、必要があれば、平成19年度末までに、業務・システムに関する最適化計画を策定する。 ・業務・システムに係る監査及び刷新可能性調査を通じ、システム構成及び調達方式の抜本的な見直しを行うとともに、徹底した業務改革を断行し、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を実現する。 ・業務・システムに関する最適化計画を策定する場合には、業務・システムの運営の効率化・合理化に係る効果・目標を数値により明らかにするとともに、策定した計画をインターネット等により公表する。					
6.業務における環境配慮					A:適切	CO2削減、省エネ、廃棄物削減等に着実に取り組み、削減目標値等を大幅に上回る成果を持続的に上げていることは非常に高く評価できる。こうした成果について、外部に発信していくべきである。
業務に当たっては、物品及びサービスの購入・使用並びに施設の整備及び維持管理に際しての環境配慮を徹底するために、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく政府の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための実行計画に定められた目標を踏まえ、その達成を図ることや、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく物品等調達時の環境負荷低減のための取組を進めること等により、電気・ガス等の資源・エネルギー使用の削減、廃棄物の減量化、リサイクル及び適正処理の徹底、化学物質管理の強化に努めるなど自主的な環境管理に積極的に取り組む。 また、業務における環境配慮の成果を毎年度取まとめ、環境報告書として公表する。	・物品及びサービスの購入・使用に当たっては、環境配慮を徹底する。その際、政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示されている特定調達物品ごとの判断基準を満足する物品等を100%調達する。また、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。 ・温室効果ガスについては「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のため実行すべき措置について定める計画に掲げられた目標を達成するとともに、一層の削減を図ることとし、平成13年度比で14%以上削減することを目標とする。 ・資源・エネルギー使用の節約を図るために、国環研の単位面積当たりの電気・ガスの使用量を平成12年度比で20%以上削減することを目標とする。	業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進する。 ・平成19年度に運営を開始した「環境マネジメントシステム」に基づく取組を着実に推進し、当研究所における事業活動に伴う環境への負荷の低減に努める。 ・物品及びサービスの購入・使用に当たっては、環境配慮を徹底する。その際、政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示されている特定調達物品ごとの判断基準を満足する物品等を100%調達する。また、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努める。 ・温室効果ガスについては「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、政府がその事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等のため実行すべき措置について定める計画に掲げられた目標を達成するとともに、一層の削減を図ることとし、平成13年度比で14%以上の削減を維持することを目標とする。	・環境に配慮した物品及びサービスの購入等の状況(政府の基本方針の判断基準を満足する物品等を100%調達) ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく実行計画に定められる温室効果ガスの排出抑制目標への対応状況(平成13年度比で14%以上削減) ・資源・エネルギーの節約状況(単位面積当たりの電気・ガスの使用量を平成12年度比で20%以上削減) ・上水使用量の削減状況(単位面積当たり平成12年度比で30%以上の削減) ・廃棄物の適正処理、減量化、リユース、リサイクル等の推進状況(処理・処分の対象となる廃棄物の発生量については、平成16年度比で25%以上、特に可燃物については40%以上の削減を目標とする。また、分別により循環利用の用途に供される廃棄物等についても削減する。) ・化学物質の管理強化等、自主的な環境管理の推進状況 ・環境配慮の成果(環境報告書)の作成・公表状況	1. 環境配慮憲章に基づく環境配慮 研究所が定めた環境配慮憲章に基づき、環境管理委員会及び安全管理委員会などの所内管理体制を活かして、環境配慮の着実な実施を図った。主な取組は、以下のとおりである。 2. グリーン調達の実施 グリーン購入法に基づき、国環研として策定した「環境物品等の調達の推進を図るための方針」により、環境に配慮した物品及びサービスの調達を行った。 3. 省エネルギー等の取組 (1) 省エネルギー等の計画的推進のため、「省エネルギーに関する基本方針」に基づき、研究計画との調整を図りつつ大型施設等の計画的休止及びエネルギー管理の細かな対応等に取り組んだ。また、夏季冷房の室温設定を28℃、冬季暖房の室温設定を19℃に維持することを目標とした。 (2) 省エネルギー対策として、省エネ機器として導入した省エネ型ターボ冷凍機、大型ポンプのインバーター装置及び貫流ボイラーを最大限に利用し省エネルギーに取り組んだ。また、環境配慮の面から更なる省エネルギーを進めるため17年7月から開始したESCO事業の着実な推進を図り、一層の省エネルギー及びCO2の削減を図った。 ※ESCO(Energy Service Company)事業 工場や事業場等の省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、これまでの室内条件を変えることなく省エネルギーを実現し、さらには、その結果得られる省エネルギー効果を保証する事業 (3) 20年度CO2排出量については、対13年度比・総排出量では24.4%の削減となった。(計画目標は対13年度比・総排出量で14%以上削減		

中期目標	中期計画	年度計画	評価項目及び評価の方法、視点等	実績	評価(S~D)	評価理由、根拠等
	<ul style="list-style-type: none"> ・上水使用量については、実験廃水の再利用を進め、単位面積当たり平成12年度比で30%以上の削減を目標とする。 ・廃棄物等の適正管理を進めるとともに、廃棄物等の減量化、リユース及びリサイクルを徹底する。このため、処理・処分の対象となる廃棄物の発生量については、平成16年度比で25%以上、特に可燃物については40%以上の削減を目標とする。また、分別により循環利用の用途に供される廃棄物等についても削減を図る。 ・施設整備や維持管理に際しての環境負荷の低減の観点からの取組や、化学物質の管理の強化等自主的な環境配慮の推進に努める。 ・業務における環境配慮については、所内に設置されている環境配慮の推進体制の下、職員の協力を得つつ必要な対策を進め、その成果を毎年取りまとめ環境報告書として公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源・エネルギー使用の節約を図るために、国環研の単位面積当たりの電気・ガスの使用量を平成12年度比で20%以上の削減を維持する。 ・上水使用量については、単位面積当たり平成12年度比で30%以上の削減を維持する。 ・廃棄物等の適正管理を進めるとともに、廃棄物等の減量化、リユース及びリサイクルを徹底する。このため、処理・処分の対象となる廃棄物の発生量については、平成16年度比で25%以上、特に可燃物については35%以上の削減を目標とする。また、分別により循環利用の用途に供される廃棄物等についても削減を図る。 ・施設整備や維持管理に際しての環境負荷の低減の観点からの取組や、化学物質の管理の強化等自主的な環境配慮の推進に努める。 ・業務における環境配慮については、所内に設置されている環境配慮の推進体制の下、職員の協力を得つつ必要な対策を進め、その成果を取りまとめ環境報告書として公表する。 	<p>(4) 20年度における光熱水量の実績について、電気・ガスのエネルギー消費量は、上記の取組により改善が見られ、年間実績としては対12年度比・床面積当たりで28.9%の削減となつた。(計画目標は12年度比・床面積当たり20%以上削減)</p> <p>一方、上水使用量については、12年12月に一般実験廃水の再利用施設を整備し、13年度以降本格的に稼動したことにより、年々効果がみられ20年度には対12年度比・床面積当たりで49.6%の削減となつた。(計画目標は12年度比・床面積当たり30%以上削減)</p> <p>4. 廃棄物・リサイクルの取組</p> <p>(1) 「廃棄物・リサイクルに関する基本方針」に基づき、廃棄物の分別収集を徹底するとともに、広報活動等による周知・啓発を図り、廃棄物の減量化及びリサイクルに努めた。</p> <p>(2) 上記の実施方針に基づき、廃棄物等の発生量を日々計測し、集計整理した。</p> <p>(3) 廃棄物の排出抑制・減量化については、分別の徹底や、会議のペーパーレス化によるコピー用紙の削減等を着実に実施したことにより、廃棄物等の全量を対16年度比で30%の削減となつた。食堂から排出される生ごみのコンポスト化なども進めた結果、処理・処分の対象となる廃棄物は、対16年度比で45%削減となり、そのうち特に可燃物の量は、対16年度比で49%削減となつた。(計画目標は16年度比・20%以上削減、特に可燃物は35%以上削減)</p> <p>5. 化学物質等の適正管理</p> <p>(1) 「化学物質のリスク管理に関する基本方針」に基づき、所内ネットワークを用いた化学物質管理システムを構築、運用開始により薬品の貯蔵・使用の正確な実態を把握するとともに、あわせて、圧縮ガスの貯蔵・使用の実態を把握し、それらを踏まえて所要の是正・改善措置を講じた。また、適正な管理のための化学物質管理システムの改善を図った。</p> <p>(2) 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下「P R T R法」という。)に基づき、ダイオキシン類の環境排出量の届出を行うとともに、同法に基づく届出対象の基準に達しなかった化学物質についても、使用状況に関する所内調査により排出・移動量の見積りを自主的に行つた。</p> <p>6. アスベスト対策の実施</p> <p>アスベスト対策については、所内アスベスト対策チームの下の所内管理サブチームによる所内アスベストの状況把握や所内関係者との意見交換等を通じて具体的な対応の検討を行い、必要な対策を実施した。</p> <p>7. 環境配慮の取組状況の公表</p> <p>(1) 昨年度に引き続き、19年度に実施した環境配慮の取組について取りまとめるため、「環境報告書2008」を作成し、ホームページ等で公表した。</p> <p>(2) 20年度に実施した環境配慮の取組についても、「環境報告書2009」として取りまとめる作業を進めた。(平成21年7月に公表予定)</p> <p>8. 環境マネジメントシステムの運用</p> <p>環境に配慮した取組の一層の充実を図るため、平成19年4月に策定した「環境マネジメントシステム運営規程」に基づき、本所内を対象として環境マネジメントシステムを運用した。</p> <p>9. 職員の健康管理について</p> <p>職員の健康を確保し就労環境を良好に維持・改善するため、職員の健康診断、産業医による健康相談、産業医及び衛生管理者による所内安全巡視、作業環境測定、業務に起因する負傷や病気を把握し予防対策に役立てるためのデータ収集等を実施した。また、メンタルヘルス対策として、専門医療機関と契約し随時カウンセリングを受けられるよう体制を整備するとともに、専門家によるメンタルヘルスセミナーを開催した。</p>			

中期目標	中期計画	年度計画	評価項目及び評価の方法、視点等	実績	評価(S~D)	評価理由、根拠等
	<p>事故及び災害等の発生を未然に防止し、安心して研究等に取り組める環境を確保するため、職場における危険防止・健康障害防止の措置の徹底、安全・衛生教育訓練の推進、メンタルヘルス対策等職員の健康管理への一層の配慮等、安全衛生管理の一層の充実を図る。</p>	<p>事故及び災害等の発生を未然に防止し、安心して研究等に取り組める環境を確保するため、安全衛生管理の一層の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生管理の推進状況(危険防止・健康障害防止、教育訓練の推進、職員の健康管理の配慮等) 			

中期目標	中期計画	年度計画	評価項目及び評価の方法、視点等 実績	評価(S~D)	評価理由、根拠等	
7.業務運営の進行管理	<p>研究所内の業務進行管理体制を強化し、各年度の研究計画を作成・公表とともに、外部の専門家の評価・助言を得つつ、業務の進行状況を組織的かつ定期的に点検し、業務の効率的かつ円滑な実施のために必要な措置を適時に実施する。</p> <p>また、社会的信頼にこたえる良質な業務の運営管理を確保するため、業務運営の改善、組織・体制の効率化等において、監査結果を一層適切に活用する。</p>	<p>(1)研究の実施に当たっては、 ・各年度ごとの研究計画を作成・公表する。 ・第1の1.(2)①の重点研究プログラム、中核研究プロジェクト等にリーダーを置き、研究内容の調整、進行管理等を行う。 ・第1の1.(2)①の重点研究プログラム、中核研究プロジェクト等については、国環研内部の進行管理に加えて、外部の専門家の評価・助言を受けながら実施する。</p> <p>(2)業務運営については、毎年度自己点検・評価を実施し、その結果を年度計画に反映するなど、業務運営の改善を促進する。</p> <p>(3)社会的信頼にこたえる良質な業務の運営管理を確保するため、業務運営の改善、組織・体制の効率化等において、監査結果を一層適切に活用する。</p> <p>(4)平成18年度に策定した「独立行政法人国立環境研究所における研究上の不正行為等の防止等に関する規程」に基づき研究所の研究倫理の保持及び向上に努めるほか、平成19年度に策定した「独立行政法人国立環境研究所における会計業務に係る不正防止に関する規程」等に基づき、研究費の適正な管理・監査の取組みを進める。</p> <p>(5)平成19年度に国に合わせて見直しを行った随意契約の基準額について、適切に運用する。</p> <p>(6)平成20年度中に、民間委託について見直しを行い、車両運転業務及び車両整備業務については民間委託を行う。</p>	<p>業務運営の適正化・効率化を図るために、以下の通り進行管理を行う。</p> <p>(1) 研究の実施に当たっては、 ・平成20年度の研究計画を作成し、公表する。 ・第1の1.(2)②の重点研究プログラム、中核研究プロジェクト等にリーダーを置き、研究内容の調整、進行管理等を行う。</p> <p>(2)業務運営については、自己点検・評価を実施し、その結果を次期の年度計画に反映するなど、業務運営の改善を促進する。</p> <p>(3)社会的信頼にこたえる良質な業務の運営管理を確保するため、業務運営の改善、組織・体制の効率化等において、監査結果を一層適切に活用する。</p> <p>(4)平成18年度に策定した「独立行政法人国立環境研究所における研究上の不正行為等の防止等に関する規程」に基づき研究所の研究倫理の保持及び向上に努めるほか、平成19年度に策定した「独立行政法人国立環境研究所における会計業務に係る不正防止に関する規程」等に基づき、研究費の適正な管理・監査の取組みを進める。</p> <p>(5)平成19年度に国に合わせて見直しを行った随意契約の基準額について、適切に運用する。</p> <p>(6)平成20年度中に、民間委託について見直しを行い、車両運転業務及び車両整備業務については民間委託を行う。</p>	<p>・各年度の研究計画の作成・公表状況 ・リーダーの研究内容の調整・進行管理の実施状況 ・外部の専門家による研究評価・助言を受けた対応状況 ・業務運営の自己点検・評価の実施状況 ・監査結果の一層適切な活用状況</p> <p>1. 研究計画の作成 重点研究プログラム、基盤的な調査・研究活動、知的研究基盤の整備を対象に、20年度の研究計画を作成し、関係者に配布するとともにホームページで公表した。また、21年度の研究計画についてとりまとめを行った。</p> <p>2. 重点研究プログラム等の進行管理 重点研究プログラム等の着実な推進を図るために、各プログラムに中核研究プロジェクトを組織し、プロジェクトごとに定めたリーダーを中心に、所内の研究の動向把握、進行管理等に努めた。</p> <p>3. 重点研究プログラム等の研究推進 (1) 重点研究プログラム、基盤的な調査・研究活動及び知的研究基盤の整備については、外部研究評価委員会による年度評価を受けた。なお、今回の外部評価においては、円滑な評価の実施に資するため、パネルレビュー方式で行った。(21年4月23日) (2) 20年度に終了した特別研究課題については、外部研究評価委員会による外部評価を受けた。(21年4月14、24日) 21年度から開始する特別研究課題については、所内の研究評価委員会において事前評価を行い(21年2月4日)、さらに、外部研究評価委員会に対して事前説明を行い(21年4月14、24日)、指導・助言を受けた。</p> <p>(3) 外部研究評価委員会による評価及び意見等については、これらの調査研究の再点検及び必要な見直しに活用し、今後の研究の一層の進展を図ることとしている。</p> <p>4. 委員会等による進行管理 (1) 理事会に加え、研究所の運営に関する重要事項を審議するためのユニット長会議、研究業務の円滑な推進を図るために研究評価委員会等を定期的に開催したほか、目的に応じて所要の各種委員会を開催し、適切な進行管理を図った。 (2) また、ユニット長会議等においては、以下のように業務進捗状況等の定期報告、進行管理を行った。 ・ユニットごとの研究活動状況等の年3回の定期報告 5. 自己点検等による業務運営の改善 業務実績報告の作成等を通じた自己点検、また、独立行政法人評価委員会の指摘等を踏まえ、業務運営の改善に努めた。</p> <p>6. 監事監査等への対応 (1) 監事監査 平成19事業年度については、監査項目として研究実施部門11ユニットの業務実施状況等について、関係資料等に基づき監査を受け、「適正に実施されている」旨の監査報告通知を受けた。 平成20事業年度については、独立行政法人整理合理化計画における進捗状況等について、関係資料等に基づき監査を受けている。 (2) 内部監査 平成19事業年度内部監査については、科学研究費補助金及び廃棄物処理等科学研究費補助金関係等をはじめ6項目について、関係資料等に基づき監査を受け、迅速な旅費の支払い等の改善や検討について指摘を受けた。これらの指摘等を踏まえ、適切な会計処理に努めているところである。また、平成20事業年度については、19事業年度に引き続き、科学研究費補助金及び廃棄物処理等科学研究費補助金関係等をはじめ7項目について、関係資料等に基づき監査を受けている。</p>	A:適切	外部評価も含めた研究評価の実施等、進行管理は概ね適切に行われていると評価できるが、一部に倫理規程違反等が発生しており、再発防止を含めた一層の対応強化が必要。

中期目標	中期計画	年度計画	評価項目及び評価の方法、視点等	実績	評価(S~D)	評価理由、根拠等
				<p>7. 不正行為等の防止 「独立行政法人国立環境研究所における研究上の不正行為等の防止等に関する規程」及び「独立行政法人国立環境研究所における会計業務に係る不正防止に関する規程」に基づき、研究所の研究倫理の保持及び向上に努めるほか、研究費の適正な管理を行っている。</p> <p>8. 平成19年度に国にあわせて見直しを行った随意契約の基準額については、適切に運用を行っている。</p> <p>9. 車両運転業務及び車両整備業務については、平成20年度より民間委託を行っている。</p>		

中期目標	中期計画	年度計画	評価項目及び評価の方法、視点等	実績	評価(S~D)	評価理由、根拠等
第4 財務内容の改善に関する事項	第3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画					
第3の3「財務の効率化」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。 また、健全な財務運営と業務の充実の両立を可能とするよう、交付金の効率的・効果的な使用はもとより、受託収入(競争的な外部研究資金及び受託業務収入)については、国環研としての主体性を保つため、国環研の目的・使命によく合致した資金であるか否かを吟味した上で、その確保に努め、着実な運営に努めることとする。特に、競争的な外部研究資金の第2期中期目標期間中の年平均額は、第1期中期目標期間中の年平均額と同等程度またはそれ以上を確保する。このため、競争的な外部研究資金の獲得を促進する方策を講じることとする。	(1)予算 (2)収支計画 (3)資金計画 第4 短期借入金の限度額 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第6 剰余金の使途 ・研究成果の普及、成果の活用促進等に係る発表会、ワークショップ等の追加実施。 ・研究業務の推進の中で追加的に必要となる設備等の調達。	(1)予算 平成20年度収支予算 略 (2)収支計画 平成20年度収支計画 略 (3)資金計画 平成20年度資金計画 略 <i>「I の3.財務の効率化」について評価</i>				
第5 その他業務運営に関する重要事項	第7 その他業務運営に関する事項	第4 その他の業務運営に関する事項			A:適切	(総合評価項目)
1.施設及び設備に関する計画 良好な研究環境を維持するため、施策及び設備の老朽化対策を含め、業務の実施に必要な施設及び設備の計画的な整備に努める。	1.施設・設備の整備及び維持管理 業務の質の向上に必要な施設・設備を効率的かつ計画的に整備するとともに、保有する施設・設備の効率的な維持管理を行う。	中期計画に基づき、計画的に施設・設備を取得・整備するとともに、業務の実施状況及び老朽化度合等を勘案し、施設・設備の改修・更新を行い、保有する施設・設備の効率的な維持管理を行う。	・施設・設備の取得・整備状況 ・施設・設備の改修・更新状況		A:適切	計画的な施設・設備の整備・改修や維持管理が行われており、適切な対応がなされている。
2.人事に関する計画 非公務員型の独立行政法人としてのメリットを活かし、多様な人材の採用及び活用を図るため、人事制度の見直しを行う。 また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、第2期中期目標期間において人件費削減の取組を行うとともに、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めます。	(1)方針 非公務員型の独立行政法人としてのメリットを活かしつつ幅広く優秀かつ多様な人材の確保を図るとともに、人材の重点的、機動的配置等により、国環研の能力を高め、最大限の力が發揮できるように努める。また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、第2期中期目標期間において人件費を5%以上削減するとともに、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めます。 (2)人員に関する指標 任期付研究員の採用に引き続き努め、中期目標期間中の研究者総数に占める任期付研究員の割合を13%程度とする。	中期計画に基づき、非公務員型の独立行政法人としてのメリットを活かしつつ幅広く優秀かつ多様な人材の確保を図るとともに、人材の重点的、機動的配置等により、国環研の能力を高め、最大限の力が発揮できるように努める。また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成22年度までにおいて人件費を5%以上削減するとともに、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。	・幅広く優秀かつ多様な人材の確保状況 ・人材の重点的、機動的配置等の状況 ・人件費の削減状況(第2期中期目標期間中の人件費を5%以上削減) ・任期付研究員の採用状況(任期付研究員の占める割合を13%程度とする。)		A:適切	中期計画に基づき、人件費の削減、適切な人材運用が図られている。しかしながら、人件費一律削減に伴い契約職員等の増大に頼らざるを得ない現状は問題であり、この点は社会に訴えていくべき時期に来ているのではないか。